

平成28年12月15日

高等裁判所事務局人事課長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

{	東京, 大阪, 名古屋, 広島,
	福岡, 仙台, 札幌, 高松

裁判所職員総合研修所事務局

企画研修第一課長 丸 山 和 子

企画研修第二課長 山 崎 明 郎

平成28年度研修計画協議会の事前配布資料について

(事務連絡)

標記の事前配布資料として下記の資料を送付しますので、貴庁所属の協議員に交付してください。

記

- 1 平成28年度研修計画協議会日程表
- 2 平成29年度研修実施計画(案)についての説明
- 3 平成29年度研修実施計画(案)
- 4 平成29年度裁判所職員(裁判官以外)研修
- 5 平成29年度研修実施計画一覧表(平成28年度との比較表)
- 6 司法研修所との合同実施状況一覧表(平成16年度～平成28年度)
- 7 平成28年度研修計画協議会説明要旨

平成28年度研修計画協議会 日程表

1日目 1月10日(火)

時 刻	内 容
13:10	事務連絡
13:20	所長あいさつ
13:25	平成28年度研修実施状況(実施報告) 1 共通部分 2 裁判所書記官研修部 3 家庭裁判所調査官研修部 4 一般研修部 5 全般の質疑応答
14:05	平成29年度研修実施計画(実施説明) 1 共通部分 2 裁判所書記官研修部 3 家庭裁判所調査官研修部 4 一般研修部 5 全般の質疑応答
14:45	(休憩)
15:05	意見交換等：第1部 テーマ1「今後の研修の在り方について - OJTを補完する観点から」 (適宜休憩 15分程度)
17:30	

2日目 1月11日(水)

時 刻	内 容
9:30	意見交換等：第2部 テーマ2「人権に関する的確な理解に基づく職務遂行のための研修の充実強化について」
10:30	(休憩)
10:50	裁判所をめぐる諸問題(家事・少年) 家庭局第一課長 和 波 宏 典
11:35	
11:40	所長あいさつ
11:45	(昼食・休憩)
12:30	国立ハンセン病資料館見学 12:30 総研正面玄関に集合・乗車 12:35 総研出発(→13:20頃到着予定) 13:30～13:45 資料館にてビデオ視聴 13:45～14:45 語り部による講演 14:45～16:00 館内見学 16:00頃 16:00 資料館出発(→清瀬駅→和光市駅→総研着)

平成28年12月

平成29年度研修実施計画（案）についての説明

裁判所職員総合研修所

1 研修実施計画策定に当たっての基本的な考え方

裁判所職員総合研修所では、社会経済情勢の変化や価値観の多様化等の諸情勢に対応し、国民の期待と負託に応えることができる裁判所職員を育成していくという観点から、現在及び将来にわたる事務の質の確保を目指した諸施策の進展状況も踏まえつつ、各種集合研修を計画・実施している。その基本的な視点は、次のとおりである。

- ① 裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員を育成する。
- ② 各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図る。
- ③ 裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図る。
- ④ 社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題に対応する。

2 平成29年度の実施計画

(1) 平成28年度の取組状況を踏まえた平成29年度の方針

平成28年度は、上記1の視点を踏まえ、各職種・各階層について、研修の充実強化を図った。とりわけ、家裁調査官については、任官後の研修体系を抜本的に見直し、中央研修が果たすべき役割を、OJTや自己研さんでは学ぶことの難しい最新の有効な知見を習得させるとともに、自己研さんや職場での相互研さんを進めていく上での手がかりを獲得させ、モチベーションを高めることであると位置付け、家庭裁判所調査官応用研修【24】や応募制の研修である家庭裁判所調査官特別研修【22】を新設するなど、大幅な改編を行った。また、書記官については、中堅層の書記官を対象とする書記官ブラッシュアップ

ブ研修（高裁委嘱研修）のコンセプトを明確化し、あるべき書記官事務の検討、実践を研修員に主体的に取り組ませることを狙いとして、科目の内容を一部見直した。さらに、事務官については、近時の事務局を取り巻く状況の変化に組織として適切に対応するため、事務局長及び課長補佐を対象に、その役割の認識や職務遂行に当たり必要な能力等の向上を図るための研修を、それぞれ計画外で企画実施することとしたところである。

平成29年度は、これらの取組の実施状況やその他の研修の成果等を点検・検証しつつ、事務総局及び各高裁とも連携を密にしながら、職員の現状や課題、職場のニーズを的確に把握、分析した上で、時宜に適った適切な研修の企画実施に努めていきたいと考えている。その概要は、別添「平成29年度研修実施計画（案）」のとおりである。

なお、事務局長及び課長補佐を対象とした研修を引き続き実施することとし、改正少年審判規則の運用をめぐる諸問題について、研究及び討議を行うことにより、適正かつ迅速な事件処理を推進するため少年特別研究会を新規に実施することとした。

また、ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する問題における有識者委員会の指摘や近時の障害者関連法制の改正等を踏まえると、人権意識のかん養を図るための研修や障害者に対する配慮に関する研修をより充実させることが求められているところであり、平成29年度は、これらに関する事項をより効果的に研修のカリキュラムに盛り込む工夫などを検討していく予定である。

(2) 補足（特記事項）

上記1の視点から、事務処理の現状を見ると、特に、司法行政事務の場面において、組織として必要な情報が適時的確に共有されなかったり、依然として、法規・通達よりも経験や過去の運用に依存した事務処理や裁判事務と司法行政事務の違いを意識しない事務処理が見受けられる。その背景には、職員が、司法行政事務を取り巻く環境の変化と裁判所としての対応の必要性を必ずしも十

分に認識できておらず、組織統治、法令遵守、説明責任などの観点の意識も十分ではないといった状況があるのではないかと考えられる。こうした状況への対応は、裁判所組織全体で取り組むべき課題であり、総研としても、事務局に勤務する職員を対象とする中央研修を中心に、組織運営の適正を確保するとの観点から、その充実強化を図っていく必要があると考えている。平成28年度においても、こうした問題意識から、管理者研究会【5】、中間管理者（事務局）研修【10】、係長等（総務、人事、会計担当）研修【26～28】等について、一部、カリキュラムや科目の内容の見直し等を行ったところであるが、平成29年度においては、事務総局及び各高裁との間で、問題状況や取組の成果等を共有しながら、現状分析、課題抽出の精度をより高めつつ、職務導入研修への適切な支援等も含めて、更に効果的な措置を講じていきたいと考えている。

以上

平成29年度研修実施計画（案）

裁判所職員総合研修所

目 次

第 1	研修	1
1	管理者層	1
2	中間管理者層	3
3	書記官・家裁調査官・係長等層	5
4	事務官等層	8
5	新採用職員	9
6	CA研修実務試験	10
7	執行官研修	11
8	その他	12
9	研究	13
10	委託研修	14
第 2	養成	15
1	裁判所書記官養成課程	15
2	家庭裁判所調査官養成課程	15

※このほか各分野における課題への取組の進展状況，喫緊の課題の発生等に応じて，裁判所職員総合研修所長において，別途研修を実施することがある。

第1 研修

1 管理者層

(1) 中央研修

(ア)協議会

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
1	研 修 計 画 協 議 会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議し、研修方針の周知徹底を図る。	裁判所職員 総合研修所	30. 1. 11(木) ～ 1. 12(金)	1. 5 日	25	高裁の次長, 首席書記官, 高裁所在地の 首席家裁調査 官

(イ)研究会

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
2	首 席 書 記 官 研 究 会	首席書記官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 6. 27(火) ～ 6. 28(水)	2 日	約30	地・家・簡裁 の首席書記官
3	首 席 家庭裁判所 調 査 官 研 究 会	第 1 回 ----- 第 2 回	首席家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 9. 7(木) ～ 9. 8(金) ----- 29. 11. 21(火) ～ 11. 22(水)	各 2 日 ----- 50	高裁所在地の 首席家裁調査 官 ----- 首席家裁調査 官
4	事務局長研究会 (仮)	事務局長として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る (仮)。	裁判所職員 総合研修所	未定	未定	未定	地・家裁の事 務局長
5	管 理 者 研 究 会	幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 4. 17(月) ～ 4. 21(金)	5 日	約 100	局長(高裁を除く。), 次長, 事務部長, 首席書記官, 次席書記官, 総括主任書記官, 首席家裁調査官, 次席家裁調査官, 総括主任家裁調査官, 首席技官(最高裁), 次席技官(最高裁)等
6	管 理 者 研 究 会 (支 部 運 営) ※ 司 研 合 同	支部において生ずる諸問題等について研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 5. 24(水) ～ 5. 25(木)	2 日	約40	次席書記官, 次 席家裁調査官, 次長
7	次 席 家庭裁判所調査官等 研 究 会	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 9. 27(水) ～ 9. 29(金)	2. 5 日	未定	次席家裁調査 官, 総括主任 家裁調査官

(2) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
8	次 席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する 委嘱研修及び高裁ブ ロック研修の運営等 について研究及び討 議を行うことにより、 研修の充実及び改善 に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	1 日	約50	次席家裁調査 官，総括主任 家裁調査官

2 中間管理者層

(1) 中央研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
9	中間管理者 (裁判部) 研 修	第1回	裁判所職員 総合研修所	29. 10. 17(火) ～10. 20(金)	各 4 日	各 約80	主任書記官, 訟廷管理 官, 訟廷副管理 官, 裁判員調整官, 主任家裁調査官, 速 記管理官, 速記副管 理官
		第2回		29. 11. 14(火) ～11. 17(金)			
		第3回		30. 2. 6(火) ～ 2. 9(金)			
10	中 間 管 理 者 (事 務 局) 研 修	職務遂行に必要な高い 識見及び管理技法を 習得させることに より, 職務意識の高 揚と管理能力の向上 を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 12. 12(火) ～12. 15(金)	4 日	約60	総括企画官, 課 長, 文書企画官, 企画官, 課長補 佐, 首席技官, 営 繕企画官(最高 裁), 班長(最高 裁)
11	課 長 補 佐 研 究 会	近時の事務局を取り 巻く状況の変化に適 切に対応し, その役 割を認識して, より 適正に職務を遂行す るために必要な広い 視野と高い識見を習 得させ, その管理能 力の向上と意識の高 揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	未定	2 日	約30	地・家裁の課長補 佐
12	研 修 指 導 研 究 会	第1回	裁判所職員 総合研修所	29. 5. 30(火) ～ 6. 1(木)	3 日	約50	次席書記官, 総括 主任書記官, 主任 書記官, 訟廷管理 官, 訟廷副管理 官, 裁判員調整 官, 次席家裁調査 官, 総括主任家裁 調査官, 総括企画 官, 課長, 文書企画 官, 企画官, 課長補 佐, 専門官
		第2回		30. 1. 16(火) ～ 1. 18(木)	3 日	約40	
13	実 務 指 導 研 究 会	民 事	裁判所職員 総合研修所	29. 5. 9(火) ～ 5. 10(水)	各 2 日	約40	書記官ブラッシュ アップ研修の講師となる 予定の者
		刑 事		29. 5. 9(火) ～ 5. 10(水)		約40	
		家 事		29. 5. 11(木) ～ 5. 12(金)	各 2 日	約35	
		少 年		29. 5. 11(木) ～ 5. 12(金)		約25	

14	主任 家庭裁判所調査官 研修	主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 6. 20(火) ～ 6. 23(金)	3. 5 日	未定	主任家裁調査官
----	----------------------	--------------------------------------	----------------	----------------------------	-----------	----	---------

(2) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
15	新任中間管理者 研 修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	5 日	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長（最高裁）、主任技官（最高裁を含む）、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

3 書記官・家裁調査官・係長等層

(1) 中央研修

(ア)書記官・家裁調査官

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
16	家事実務研究会 ※ 司 研 合 同	家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 11. 7(火) ～11. 9(木)	3 日	約 100	家裁で家事事件を担当する書記官, 家裁調査官
17	少年特別研究会 ※ 司 研 合 同	改正少年審判規則の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより、適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 6. 14(水) ～ 6. 15(木)	1. 5 ～ 2 日	未定	家裁で少年事件を担当する書記官, 家裁調査官
18	少年実務研究会 ※ 司 研 合 同	少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 9. 13(水) ～ 9. 15(金)	3 日	約 100	家裁で少年事件を担当する書記官, 家裁調査官

(イ)書記官

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
19	民事実務研究会 ※司研合同	第1回	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 5. 30(火) ～ 5. 31(水)	2 日	各 約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
		第2回		30. 1. 25(木) ～ 1. 26(金)	2 日		
20	刑事実務研究会 ※ 司 研 合 同	刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 11. 28(火) ～11. 29(水)	2 日	約50	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官
21	家事特別研究会 ※ 司 研 合 同	後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	29. 10. 11(水) ～10. 12(木)	1. 5 日	約50	家裁で後見関係事件を担当する書記官

(ウ)家裁調査官

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
22	家庭裁判所調査官 特 別 研 修	行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員 総合研修所	30. 1. 31(水) ～ 2. 2(金)	3 日	約40	家庭裁判所調査官 専門研修終了後、 おおむね1年以上 の実務経験を有する者
23	家庭裁判所調査官 専門研修	第 1 回 ----- 第 2 回	裁判所職員 総合研修所	29. 10. 23(月) ～10. 27(金) 29. 12. 4(月) ～12. 8(金)	各 5 日	未定	家庭裁判所調査官 実務研修終了後、 おおむね3年の実 務経験を有する者、 平成28年度家庭 裁判所調査官応用 研修を終了した家 庭裁判所調査官養 成課程第6期以前 の者
24	家庭裁判所調査官 応 用 研 修	専門的知識及び技能を 応用して、複雑困難な 事件についても円滑な 調査事務の遂行を確保 できる能力の向上を図 る。	裁判所職員 総合研修所	29. 7. 10(月) ～ 7. 14(金)	5 日	未定	家裁調査官任官 後、おおむね3年 の実務経験を有する者

(エ)速記官

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
25	速記官中央研修	裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 7. 5(水) ～ 7. 6(木)	1.5 日	約20	速記官（速記管理 官及び速記副管理 官を除く。）

(オ)係長等

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
26	係 長 等 (総務担当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 6. 6(火) ～ 6. 8(木)	3 日	約50	高・地・家裁本庁 の総務事務を担当 する係長、専門職
27	係 長 等 (人事担当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 6. 20(火) ～ 6. 22(木)	3 日	約70	高・地・家裁本庁 の人事事務を担当 する係長、専門職

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
28	係 長 等 (会 計 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 10. 24(火) ～10. 27(金)	4 日	約70	高・地・家裁本庁 の会計事務を担当 する係長, 専門職
29	研 修 事 務 担 当 者 研 修	研修の企画, 実施等に必要な知識及び技能を付与することにより, 執務能力の向上と職務意識の高揚を図り, もって高裁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 9. 26(火) ～ 9. 28(木)	3 日	約40	研修事務を担当する 高・地・家裁の係長, 専門職, 主任

(2) 高裁委嘱研修

(ア)書記官

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
30	書 記 官 ブラッシュアップ 研 修	中堅書記官としての職務全般を遂行するのに十分な知識及び技能を付与するとともに, 多様な裁判事務に対する積極的な態度をかん養する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	7 月から 9 月ま での間で実施機 関が適宜決定	10. 5 日	未定	書記官任用資格取 得後 5 年以上の者 (中間管理職以上 の者を除く。)

(イ)家裁調査官

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
31	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより, 調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実 施 機 関 が 適 宜 決 定	3 日	約 240	主任家裁調査官, 家裁調査官

(ウ)係長

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
32	新 任 係 長 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実 施 機 関 が 適 宜 決 定	3 日	未定	新たに係長に任命 された者

4 事務官等層

(1) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
33	事務官専門研修	総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、事務局において中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所	実施機関が適宜決定	1.5～3日	未定	採用後7年以上の行(一)事務官（専門官以上の職にある者を除く。）
34	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所	実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後7年以上10年未満の行(一)事務官（係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。）
35	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所	通信研修 実施機関が適宜決定 面接研修 実施機関が適宜決定	9～11日 ※1	約250	採用後1年以上の行(一)事務官（書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職（I種、上級）試験合格者等を除く。）

※1 実施時期により休日を含めた研修期間が異なるため、休日を除く実日数を記載している。

(2) 自庁研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
36	ステップアップ研	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3日	未定	採用3年目の行(一)事務官、行(一)技官

5 新採用職員

(1) 中央研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
37	総合職採用職員 初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	29. 4. 7(金) ～ 4.11(火)	3日	未定	平成28年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

(2) 高裁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
38	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	5日	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

(3) 自庁研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
39	フォローアップ セミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約 3日	未定	採用後1年程度を経過した行(一)事務官、 行(一)技官
40	フレッシュ セミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員

6 CA研修実務試験

中央研修

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
41	C A 研修 実務試験	前 期 研 修	書記官としての職務遂行に必要な知識を整理し、応用能力をかん養するとともに書記官に必要な資質及び執務能力を検証する。	裁判所職員 総合研修所	29. 6. 26(月) ～ 7. 14(金)	19日	未定	裁判所書記官任用試験の口述試験に合格した者
		実 務 研 修		実務研修 実施庁	29. 7. 18(火) ～ 8. 18(金)	32日		
		後 期 研 修		裁判所職員 総合研修所	29. 8. 21(月) ～ 9. 8(金)	19日		

7 執行官研修

中央研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
42	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	裁判所職員総合研修所	30. 2. 6(火) ～ 2. 8(木)	3 日	未定	執行官
43	新任執行官研修	職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	29. 6.13(火) ～ 6.16(金)	3.5 日	未定	平成28年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者

8 その他

(1) 中央研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
44	情報セキュリティ研 修	情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	29. 10. 3(火)～10. 4(水)	1. 5 日	約60	情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する者（事務局の課の専門官以上の職にある者）
45	情報処理研 修	第1回	裁判所職員総合研修所	29. 5. 16(火)～ 5. 18(木)	各 3 日	約60	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行(一)職員（家裁調査官を除く。）
		第2回		29. 5. 23(火)～ 5. 25(木)		約60	

(2) 自庁研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
46	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所（分室を含む。） 又は 高等裁判所	実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
47	自 庁 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	実施機関が適宜決定			高・地・家・簡裁に勤務する職員

9 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
48	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が所属する裁判所	29. 9 ～30. 3	7 月	未定	書記官、家裁調査官等
49	書 記 官 実 務 研 究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員総合研修所	29. 4. 上旬 ～30. 3. 下旬	1 年	2	書記官
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が所属する家庭裁判所	29. 7. 中旬 ～30. 2. 中旬	7 月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
	同 上 (指定研究)		研究員が所属する家庭裁判所及び裁判所職員総合研修所	29. 4. 上旬 ～31. 3. 下旬	2 年		家庭裁判所調査官専門研修を終了した者
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究 (家事及び少年関係機関についての研究)	関係機関における業務の実際に関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	派遣先関係機関及び研究員が所属する家庭裁判所	29. 7. 上旬 ～30. 3. 上旬	8 月	未定	家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (心身の鑑別についての研究)		矯正研修所及び研究員が所属する家庭裁判所	30. 2. 下旬 ～ 3. 下旬	1 月		家庭裁判所調査官専門研修を終了した者

10 委託研修

番号	委託庁	名 称	人 員
52	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
53	財務省	会計事務職員研修	未定
54		会計事務職員契約管理研修	
55		予算編成支援システム研修	
56		予算担当職員初任者研修	
57		決算書作成システム研修	
58		会計監査事務職員研修	
59	国税庁	税務大学校本科特別研修	未定
60	総務省	情報システム統一研修	未定

第2 養成

1 裁判所書記官養成課程

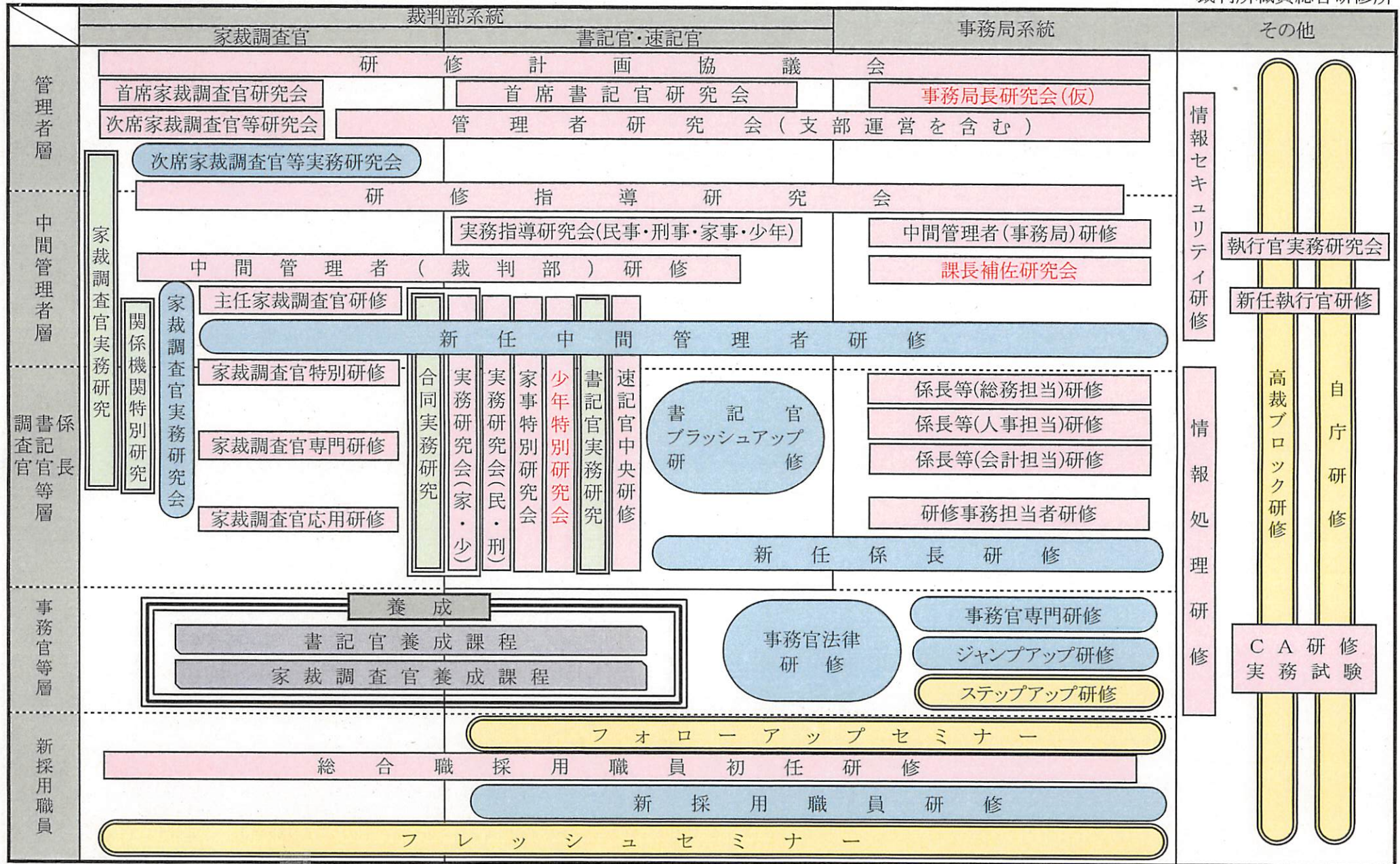
番号	部 ・ 期		実施時期等	期 間	人 員	対 象 者
61	第 一 部	第 14 期	29. 4. 6(木) 入所, 第1期研修 7. 20(木)～ 実務修習 9. 28(木)～ 第2期研修 30. 3. 1(木) 修了	1 年	167	第一部入所試験合格者で, 最高裁が指名したもの
62	第 二 部	第13期 (2年生)	28. 4. 5(火) 入所 4. 8(金)～ 裁判事務修習 9. 1(木)～ 第1期研修 29. 4. 3(月)～ 第2期研修 7. 20(木)～ 実務修習 9. 28(木)～ 第3期研修 30. 3. 1(木) 修了	2 年	57	第二部入所試験合格者で, 最高裁が指名したもの
		第14期 (1年生)	29. 4. 6(木) 入所 4. 11(火)～ 裁判事務修習 9. 1(金)～ 第1期研修 30. 4. 2(月)～ 第2期研修 7. 下旬 ～ 実務修習 9. 下旬 ～ 第3期研修 31. 3. 1(金) 修了	2 年	61	

2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期		実施時期等	期 間	人 員	対 象 者
63	第 13 期		28. 4. 5(火) 入所 4. 11(月)～ 実務修習 (予修期) 5. 9(月)～ 前期合同研修 7. 25(月)～ 実務修習 29. 9. 1(金)～ 後期合同研修 30. 3. 1(木) 修了	2 年	42	平成28年度採用の家裁調査官補で, 最高裁が指名したもの
64	第 14 期		29. 4. 6(木) 入所 4. 12(水)～ 実務修習 (予修期) 5. 8(月)～ 前期合同研修 7. 24(月)～ 実務修習 30. 8. 下旬 ～ 後期合同研修 31. 3. 1(金) 修了	2 年	42	平成29年度採用の家裁調査官補で, 最高裁が指名したもの

平成29年度裁判所職員(裁判官以外)研修

裁判所職員総合研修所



(注) は中央研修, は高裁委嘱研修, は自庁研修, は研究, は養成課程を表す(養成の配置については、階層や系統と関連したものではない)。
 なお、朱書きは新規計画の研修である。※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

平成29年度研修実施計画一覧表(平成28年度との比較表)

* 研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、●は自庁研修を表す。

平成29年度					平成28年度			備考
番号	研修名等	実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
1	◎研修計画協議会	30.1.11(木)～1.12(金)	1.5	25	29.1.10(火)～1.11(水)	2	25	
2	◎首席書記官研究会	29.6.27(火)～6.28(水)	2	約30	28.6.28(火)～6.29(水)	2	30	
3	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 29.9.7(木)～9.8(金)	2	8	28.9.8(木)～9.9(金)	1.5	8	
		第2回 29.11.21(火)～11.22(水)	2	50	28.11.15(火)～11.16(水)	2	50	
4	◎事務局長研究会(仮)	未定	未定	未定	未定	未定	未定	平成28年度は計画外 平成29年度新規計画
5	◎管理者研究会	29.4.17(月)～4.21(金)	5	約100	28.4.18(月)～4.22(金)	5	89	
6	◎管理者研究会(支部運営)(※)	29.5.24(水)～5.25(木)	2	約40	28.5.24(火)～5.25(水)	2	45	平成28年度は司研と一部合同 で実施
7	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	29.9.27(水)～9.29(金)	2.5	未定	28.9.28(水)～9.30(金)	2.5	17	
8	○次席家庭裁判所調査官等 実務研究会	実施機関が適宜決定	1	約50	実施機関が適宜決定	1	約50	
9	◎中間管理者 (裁判部)研修	第1回 29.10.17(火)～10.20(金)	4	約80	28.10.18(火)～10.21(金)	4	72	家裁調査官は第1回及び第2 回に参加 速記官は第3回に参加
		第2回 29.11.14(火)～11.17(金)	4	約80	28.11.15(火)～11.18(金)	4	72	
		第3回 30.2.6(火)～2.9(金)	4	約80	29.2.7(火)～2.10(金)	4	72	
10	◎中間管理者(事務局)研修	29.12.12(火)～12.15(金)	4	約60	28.12.13(火)～12.16(金)	4	62	
11	◎課長補佐研究会	未定	2	約30	28.12.7(水)～12.8(木)	2	22	平成28年度は計画外 平成29年度新規計画
12	◎研修指導研究会	第1回 29.5.30(火)～6.1(木)	3	約50	28.5.31(火)～6.2(木)	3	44	平成28年度は第2回の実施な し
		第2回 30.1.16(火)～1.18(木)	3	約40				
13	◎実務指導研究会	民 事 29.5.9(火)～5.10(水)	2	約40	28.5.10(火)～5.11(水)	2	44	
		刑 事 29.5.9(火)～5.10(水)	2	約40	28.5.10(火)～5.11(水)	2	38	
		家 事 29.5.11(木)～5.12(金)	2	約35	28.5.12(木)～5.13(金)	2	37	
		少 年 29.5.11(木)～5.12(金)	2	約25	28.5.12(木)～5.13(金)	2	23	
14	◎主任家庭裁判所調査官研修	29.6.20(火)～6.23(金)	3.5	未定	28.6.28(火)～7.1(金)	3.5	25	
15	○新任中間管理者研修	実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	5	223	
16	◎家事実務研究会(※)	29.11.7(火)～11.9(木)	3	約100	28.11.30(水)～12.2(金)	3	100	平成28年度は司研と一部合同 で実施
17	◎少年特別研究会(※)	29.6.14(水)～6.15(木)	1.5～2	未定				平成29年度新規計画
18	◎少年実務研究会(※)	29.9.13(水)～9.15(金)	3	約100	28.9.14(水)～9.16(金)	2.5	99	平成28年度は司研と一部合同 で実施
19	◎民事実務研究会 (※)	第1回 29.5.30(火)～5.31(水)	2	約50	28.5.18(水)～5.19(木)	1.5	50	平成28年度は司研と一部合同 で実施
		第2回 30.1.25(木)～1.26(金)	2	約50	29.1.25(水)～1.26(木)	1.5	50	
20	◎刑事実務研究会(※)	29.11.28(火)～11.29(水)	2	約50	28.11.8(火)～11.9(水)	1.5	50	平成28年度は司研と一部合同 で実施
21	◎家事特別研究会(※)	29.10.11(水)～10.12(木)	1.5	約50	28.10.12(水)～10.13(木)	1.5	50	平成28年度は司研と合同で実 施
22	◎家庭裁判所調査官特別研修	30.1.31(水)～2.2(金)	3	約40	29.1.25(水)～1.27(金)	3	約40	
23	◎家庭裁判所調査官 専門研修	第1回 29.10.23(月)～10.27(金)	5	未定	28.10.24(月)～10.28(金)	4.5	54	
		第2回 29.12.4(月)～12.8(金)	5	未定	28.12.5(月)～12.9(金)	4.5	41	
24	◎家庭裁判所調査官応用研修	29.7.10(月)～7.14(金)	5	未定	28.6.6(月)～6.10(金)	4.5	62	
25	◎速記官中央研修	29.7.5(水)～7.6(木)	1.5	約20	28.7.6(水)～7.7(木)	2	20	
26	◎係長等(総務担当)研修	29.6.6(火)～6.8(木)	3	約50	28.6.21(火)～6.23(木)	3	51	
27	◎係長等(人事担当)研修	29.6.20(火)～6.22(木)	3	約70	28.6.7(火)～6.9(木)	3	68	
28	◎係長等(会計担当)研修	29.10.24(火)～10.27(金)	4	約70	28.10.25(火)～10.28(金)	4	68	
29	◎研修事務担当者研修	29.9.26(火)～9.28(木)	3	約40	28.9.27(火)～9.29(木)	3	39	
30	○書記官ブラッシュアップ研修	7月から9月までの間で実施機 関が適宜決定	10.5	未定	7月から9月までの間で実施 機関が適宜決定	10.5	370	

平成29年度					平成28年度			備考	
番号	研修名等		実施時期	期間	人員	実施時期	期間		人員
31	○家庭裁判所調査官実務研究会		実施機関が適宜決定	3	約240	実施機関が適宜決定	3	241	
32	○新任係長研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	272	
33	○事務官専門研修		実施機関が適宜決定	1.5～3	未定	実施機関が適宜決定	1.5～3	189	
34	○ジャンプアップ研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	208	
35	○事務官法律研修	通信研修	実施機関が適宜決定		約250	実施機関が適宜決定		259	
		面接研修	実施機関が適宜決定	9～11		実施機関が適宜決定	9～11		
36	●ステップアップ研修		2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定	
37	◎総合職採用職員初任研修		29. 4. 7(金) ～ 4.11(火)	3	未定	28. 4. 6(水) ～ 4. 8(金)	3	53	
38	○新採用職員研修		実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	5	342	
39	●フォローアップセミナー		①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	
40	●フレッシュセミナー		採用初日及び2日目	2	未定	採用初日及び2日目	2	未定	
41	◎CA研修実務試験	前期研修	29. 6.26(月) ～ 7.14(金)	19	未定	28. 7. 1(金) ～ 7.22(金)	22	44	
		実務研修	29. 7.18(火) ～ 8.18(金)	32		28. 7.25(月) ～ 8.26(金)	33		
		後期研修	29. 8.21(月) ～ 9.8(金)	19		28. 8.29(月) ～ 9.16(金)	19		
	◎総括執行官研究会					28. 7.12(火) ～ 7.14(木)	2.5	25	隔年で実施 平成29年度は実施なし
42	◎執行官実務研究会		30. 2. 6(火) ～ 2. 8(木)	3	未定	29. 2. 7(火) ～ 2. 9(木)	3	29	
43	◎新任執行官研修		29. 6.13(火) ～ 6.16(金)	3.5	未定	28. 6.14(火) ～ 6.17(金)	3.5	8	
44	◎情報セキュリティ研修		29.10. 3(火) ～ 10. 4(水)	1.5	約60	28.10. 4(火) ～ 10. 5(水)	1.5	65	
45	◎情報処理研修	第 1 回	29. 5.16(火) ～ 5.18(木)	3	約60	28. 5.17(火) ～ 5.19(木)	3	60	
		第 2 回	29. 5.23(火) ～ 5.25(木)	3	約60	28. 5.24(火) ～ 5.26(木)	3	60	
46	●高裁ブロック研修		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
47	●自庁研修		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
48	合同実務研究		29.9～30.3	7月	未定	28.9～29.3	7月	12	
49	書記官実務研究		29. 4. 上旬 ～ 30. 3. 下旬	1年	2	28. 4. 上旬 ～ 29. 3. 下旬	1年	2	
50	家庭裁判所調査官実務研究(個人及び共同研究)		29. 7. 中旬 ～ 30. 2. 中旬	7月	未定	28. 7. 中旬 ～ 29. 2. 中旬	7月	8	
	同上(指定研究)		29. 4. 上旬 ～ 31. 3. 下旬	2年	未定	28. 6. 上旬 ～ 29. 3. 下旬	10月	6	
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)		29. 7. 上旬 ～ 30. 3. 上旬	8月	未定	28. 7. 上旬 ～ 29. 3. 上旬	8月	15	
	同上(心身の鑑別についての研究)		30. 2. 下旬 ～ 3. 下旬	1月	3	29. 2. 下旬 ～ 3. 下旬	1月	3	
61	書記官養成課程第一部	第 1 4 期	29. 4. 6(木) ～ 30. 3. 1(木)	1年	167	28. 4. 5(火) ～ 29. 3. 2(木)	1年	126	平成28年度欄は第13期生
62	書記官養成課程第二部	第 1 3 期(2年生)	28. 4. 5(火) ～ 30. 3. 1(木)	2年	57	27. 4. 3(金) ～ 29. 3. 2(木)	2年	63	平成28年度欄は第12期生
		第 1 4 期(1年生)	29. 4. 6(木) ～ 31. 3. 1(金)	2年	61	28. 4. 5(火) ～ 30. 3. 1(木)	2年	57	平成28年度欄は第13期生
63	家裁調査官養成課程第13期		28. 4. 5(火) ～ 30. 3. 1(木)	2年	42	27. 4. 3(金) ～ 29. 3. 2(木)	2年	42	平成28年度欄は第12期生
64	家裁調査官養成課程第14期		29. 4. 6(木) ～ 31. 3. 1(金)	2年	42	28. 4. 5(火) ～ 30. 3. 1(木)	2年	42	平成28年度欄は第13期生

(※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中

司法研修所との合同実施状況一覧表（平成16年度～平成28年度）

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
実施本数	3	3	3	3	3	3	4	2	6	7	7	7	6
参加人員	138	158	165	179	181	181	197	124	329	427	447	445	394

年 度	研 修 等 の マ 名 等 称	実施時期 (合同実施 日数)	参 加 員 人	備考
16	民事実務（執行）研究会 (民事執行事件における裁判官と書記官との協働)	1/18～20 (2日間)	30	
	刑事実務研究会 (事前準備手続を中心とする裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	9/14～16 (1日間)	46	
	家事実務研究会 (人事訴訟事件等の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/15～17 (1日間)	書 31 調 31	
17	民事実務（訴訟）研究会 (民事訴訟事件における裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	11/16～18 (1日間)	57	
	刑事実務研究会 (裁判員裁判における裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	9/13～15 (1日間)	40	
	少年実務研究会 (年少少年事件等の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/14～16 (1日間)	書 30 調 31	
18	民事実務（簡裁）研究会 (少額訴訟事件の処理に関する裁判官と書記官との連携等の在り方)	11/14～16 (0.5日間)	57	
	刑事実務研究会 (裁判員裁判における裁判官と書記官との連携、協働の在り方)	9/12～14 (1日間)	46	
	少年実務研究会 (被害者への配慮に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/14～16 (1日間)	書 31 調 31	
19	民事実務（訴訟）研究会 (充実した審理を行うための裁判官と書記官の協働の在り方)	11/14～16 (0.5日間)	58	
	刑事実務研究会 (書記官事務に焦点を当てた裁判員制度運営上の課題)	10/24～26 (1日間)	59	
	家事実務研究会 (人事訴訟事件の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/13～15 (1日間)	書 31 調 31	
20	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における争点整理手続の充実に向けた書記官事務の在り方、争点整理手続の充実に向けた裁判官と書記官の協働の在り方)	11/18～20 (1日間)	58	
	家事実務研究会 (人事訴訟事件の処理に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	2/18～20 (1日間)	書 31 調 31	
	少年実務研究会 (被害者等の審判傍聴に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の連携、協働の在り方)	9/10～12 (1.5日間)	書 30 調 31	
21	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における争点整理手続の充実に向けた書記官事務の在り方、争点整理手続の充実に向けた裁判官と書記官の協働の在り方)	6/3～5 (0.5日間)	58	
	家事実務研究会 (家事調停・家事審判事件の運用に関する裁判官、書記官及び家裁調査官の協働、連携の在り方)	2/23～25 (1日間)	書 31 調 31	
	少年実務研究会 (被害者配慮制度の運用に関する諸問題)	9/16～18 (1.5日間)	書 31 調 30	
22	民事実務（訴訟）研究会 (民事裁判手続の具体的な進行段階や事件の性質に応じた書記官事務の在り方、充実した審理を行うための裁判官と書記官の協働の在り方)	6/2～4 (0.5日間)	58	
	家事実務研究会 (家事審判法改正を見据えた家事事件の運用における裁判官、書記官及び家裁調査官の協働、連携の在り方)	2/22～24 (1.5日間)	書 31 調 31	
	少年実務研究会 (少年審判の運営上の留意点～被害者等による少年審判傍聴事件を中心として～)	9/15～17 (1.5日間)	書 31 調 31	
	特別研究会（倒産） (通常再生事件における運営の在り方及び法人破産事件処理における裁判所の対応力の強化)	7/12～13 (1.5日間)	15	
23	家事実務研究会 (子のある夫婦の離婚調停事件における運用上の諸問題)	2/22～23 (2日間)	書 31 調 31	
	少年実務研究会 (少年の健全育成に資する事件処理の在り方 ～年少少年事件及び触法少年事件を中心に～（書記官及び家裁調査官） ～被害者等による審判傍聴が行われる期日の運営を中心に～（書記官及び家裁調査官） ～社会調査の活用を中心に～（家裁調査官））	9/14～16 (書 1日間 調 1.5日間)	書 30 調 32	
24	管理者研究会（支部運営） (本庁・支部間の連携の在り方)	5/24～25 (1日間)	次書15 次調15 次長15	
	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた考え方と具体的な手法)	5/30～6/1 (0.5日間)	50	
	民事実務研究会（第2回） (民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた考え方と具体的な手法)	1/24～25 (2日間)	60	
	家事実務研究会 (家事事件手続法等の施行を契機とした離婚調停手続の運用改善)	2/18～20 (2日間)	書 31 調 31	
25	家事特別研究会 (後見事件の運用、財産管理事件の運用、家事事件手続法施行を巡る諸問題（後見事件、財産管理事件関係））	12/10～11 (2日間)	50	
	少年実務研究会 (少年事件の事務処理態勢について～在宅事件を中心に～)	9/18～20 (1.5日間)	書 31 調 31	
25	管理者研究会（支部運営） (本庁・支部間の連携の在り方)	5/23～24 (1日間)	次書16 次調16 次長16	
	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた実践)	5/29～5/31 (0.5日間)	50	
	民事実務（保釋命令）研究会 (保釋命令事件を適正かつ迅速に処理するための裁判官と書記官の協働について（仮題））	1/27～28 (1.5日間)	50	
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/27～28 (1日間)	50	
25	家事実務研究会 (家事事件手続法施行後の家事事件の運用上の諸問題について)	2/19～21 (2日間)	書 48 調 50	

	家事特別研究会 (家事事件手続法下における後見関係事件・財産管理事件の処理を巡る諸問題等)	12/11～12 (1.5日間)	50	
	少年実務研究会 (少年審判の機能強化)	9/18～20 (1.5日間)	書 31 調 50	
26	管理者研究会 (支部運営) (本庁・支部間の連携の在り方)	5/22～23 (1日間)	次書16 次調16 次長15	
	民事実務 (訴訟) 研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働について)	5/28～5/29 (1日間)	50	
	民事実務 (当事者の特性に応じた手続上の配慮) 研究会 (当事者等の特性に応じた配慮を要する民事事件における裁判官と書記官の協働について)	1/15～16 (1.5日間)	50	
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/26～27 (1日間)	50	
	家事実務研究会 (家事事件手続法の趣旨を踏まえた家事事件処理の在り方について)	2/18～20 (2日間)	書 50 調 50	
	家事特別研究会 (これからの後見等監督の在り方と課題)	9/25～26 (1.5日間)	50	
	少年実務研究会 (少年の健全育成に向けた執務の在り方～職種間連携を中心に～)	9/17～19 (1.5日間)	書 50 調 50	
27	管理者研究会 (支部運営) (支部運営における本庁の幹部職員と支部長の役割、連携の在り方)	5/21～22 (1日間)	次書15 次調15 次長15	H24～合同実施
	民事実務 (訴訟) 研究会 (民事訴訟手続において書記官の果たすべき役割と裁判官との連携の在り方)	5/27～28 (1日間)	50	H16～合同実施 (H23を除く)
	民事実務 (保護命令) 研究会 (配偶者暴力に関する保護命令事件を適正かつ迅速に処理するための裁判官と書記官の協働について)	12/17～18 (1.5日間)	50	
	刑事実務研究会 (刑事事件部における裁判官と書記官の協働について)	11/25～26 (1日間)	50	H16～H19, H25～合同実施
	家事実務研究会 (家事調停をめぐる職種間連携の在り方 (仮題))	11/4～6 (2日間)	書 50 調 50	H16, H19～合同実施
	家事特別研究会 (これからの後見等監督の在り方と課題)	9/10～11 (1.5日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けて～職種間連携を中心に～)	9/16～18 (1.5日間)	書 50 調 50	H17, H18, H20～合同実施
28	管理者研究会 (支部運営) (本庁と支部の連携について)	5/24～25 (1日間)	次書15 次調15 次長15	H24～合同実施
	民事実務 (訴訟) 研究会 (民事立会部における裁判官と書記官の協働について)	5/18～19 (1日間)	50	H16～合同実施 (H23を除く)
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	11/8～9 (1日間)	50	H16～H19, H25～合同実施
	家事実務研究会 (家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携～家事審判と家事調停との連動の観点から～)	11/30～12/2 (3日間)	書50 調50	H16, H19～合同実施
	家事特別研究会 (成年後見制度の趣旨等を踏まえた後見等監督の在り方、家庭裁判所における不正対応の在り方)	10/12～13 (1.5日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けて～職種間連携を中心に～)	9/14～16 (2.5日間)	書50 調49	H17, H18, H20～合同実施

平成28年度研修計画協議会

説明要旨

平成28年12月15日
裁判所職員総合研修所

目 次

* 番号は、平成29年度研修実施計画（案）の番号を指す。

第1 平成28年度研修実施状況について（実施報告）	1
（※の数字は、平成28年度研修実施計画の番号を指す。）	

【管理者層】

<中央研修>

1 首席書記官研究会（番号2）（※2）	1
2 首席家庭裁判所調査官研究会（番号3）（※3）	1
3 管理者研究会（番号5）（※4）	1
4 管理者研究会（支部運営）（番号6）（※5）	2
5 次席家庭裁判所調査官等研究会（番号7）（※6）	2

<高裁委嘱研修>

6 次席家庭裁判所調査官等実務研究会（番号8）（※7）	2
-----------------------------	---

【中間管理者層】

<中央研修>

7 中間管理者（裁判部）研修（番号9）（※8）	3
8 中間管理者（事務局）研修（番号10）（※9）	3
9 研修指導研究会（番号12）（※10）	4
10 実務指導研究会（番号13）（※11）	4
11 主任家庭裁判所調査官研修（番号14）（※12）	4

<高裁委嘱研修>

12 新任中間管理者研修（番号15）（※13）	5
-------------------------	---

【書記官・家裁調査官・係長等層】

<中央研修>

13 家事実務研究会（番号16）（※14）	5
14 少年実務研究会（番号18）（※15）	6
15 民事実務研究会（番号19）（※16）	6
16 刑事実務研究会（番号20）（※17）	7
17 家事特別研究会（番号21）（※18）	7
18 家庭裁判所調査官特別研修（番号22）（※19）	7
19 家庭裁判所調査官専門研修（番号23）（※20）	7
20 家庭裁判所調査官応用研修（番号24）（※21）	8
21 速記官中央研修（番号25）（※22）	9
22 係長等（総務担当）研修（番号26）（※23）	9
23 係長等（人事担当）研修（番号27）（※24）	9
24 係長等（会計担当）研修（番号28）（※25）	10
25 研修事務担当者研修（番号29）（※26）	10

<高裁委嘱研修>

26 書記官ブラッシュアップ研修（番号30）（※27）	10
27 家庭裁判所調査官実務研究会（番号31）（※28）	11
28 新任係長研修（番号32）（※29）	11

【事務官等層】

<高裁委嘱研修>

29 事務官専門研修（番号33）（※30）	11
30 ジャンプアップ研修（番号34）（※31）	11
31 事務官法律研修（番号35）（※32）	11

【新採用職員】

＜中央研修＞	
32 総合職採用職員初任研修（番号37）（※34）	12
＜高裁委嘱研修＞	
33 新採用職員研修（番号38）（※35）	12
【CA研修実務試験】	
＜中央研修＞	
34 CA研修実務試験（番号41）（※38）	12
【執行官研修】	
＜中央研修＞	
35 総括執行官研究会（番号ー）（※39）	13
36 執行官実務研究会（番号42）（※40）	13
37 新任執行官研修（番号43）（※41）	13
【その他】	
＜中央研修＞	
38 情報セキュリティ研修（番号44）（※42）	13
39 情報処理研修（番号45）（※43）	14
【研究】	
40 合同実務研究（番号48）（※46）	14
41 書記官実務研究（番号49）（※47）	14
42 家庭裁判所調査官実務研究（番号50）（※48）	15
43 家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号51）（※49）	15
【養成】	
44 養成課程（番号61, 62, 63, 64）（※57, 58, 59, 60）	15
45 裁判所書記官養成課程（番号61, 62）（※57, 58）	16
46 家庭裁判所調査官養成課程（番号63, 64）（※59, 60）	17
【計画外で実施した研修】	
47 事務局長研究会（仮）（番号4）	18
48 課長補佐研究会（番号11）	18
49 新民事執行事件処理システム導入研修	19
50 研修企画研究会（次席家庭裁判所調査官等）	19
【第1研究室の研究等】	
51 過去の実務研究報告書の補訂	19
52 その他	19
(1) 書記官ブラッシュアップ研修の指導用教材の作成	
(2) 基礎的研究	
【第2研究室の研究等】	
53 基礎的研究等	19
(1) 調査事務上の課題についての基礎的研究	
(2) 調査事務に関するノウハウの収集と整理	
(3) 家裁調査官研究紀要	

第2 平成29年度研修実施計画等について（平成28年度からの変更点等）----- 21

【管理者層】

＜中央研修＞

1 事務局長研究会（仮）（番号4）	21
-------------------	----

【中間管理者層】

＜中央研修＞

2	課長補佐研究会（番号11）	21
3	研修指導研究会（番号12）	21
4	実務指導研究会（番号13）	21
5	主任家庭裁判所調査官研修（番号14）	21
【書記官・家裁調査官・係長等層】		
<中央研修>		
6	家事实務研究会（番号16），少年実務研究会（番号18），民事実務研究会（番号19）， 刑事実務研究会（番号20）	21
7	少年特別研究会（番号17）	22
8	家事特別研究会（番号21）	22
9	家庭裁判所調査官特別研修（番号22）	22
10	家庭裁判所調査官応用研修（番号24）	22
<高裁委嘱研修>		
11	書記官ブラッシュアップ研修（番号30）	22
【その他】		
<中央研修>		
12	情報セキュリティ研修（番号44）	22
【研究】		
13	合同実務研究（番号48）	23
14	書記官実務研究（番号49）	23
15	家庭裁判所調査官実務研究（番号50）	23
16	家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号51）	23
【養成】		
17	裁判所書記官養成課程（番号61，62）	24
18	家庭裁判所調査官養成課程（番号63，64）	24

（注）本文中以下の略称を使用する。

最高裁判所	……最高裁
裁判所職員総合研修所	……総研
司法研修所	……司研
高等裁判所	……高裁
地方裁判所	……地裁
家庭裁判所	……家裁
簡易裁判所	……簡裁
裁判所書記官	……書記官
家庭裁判所調査官	……家裁調査官

第1 平成28年度研修実施状況について（実施報告）

※の数字は、平成28年度研修実施計画の番号を指す。

【管理者層】

〈中央研修〉

1 首席書記官研究会（番号2）（※2）

書記職の最高幹部である首席書記官に必要な管理能力の向上と意識の高揚を図ることを目的に、全国の地家簡裁において中核的な役割を果たしている首席書記官30人を対象として、平成28年6月28日（火）及び29日（水）の2日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、昨年度同様、首席書記官に求められる職責や期待される行動等について、総研所長による講話、最高裁大法廷首席書記官による基調講義を行った後、最高裁事務総局各局課（総務局、人事局、経理局、情報政策課）の各局課担当者を交えて共同研究を行った。共同研究では、裁判所を取り巻く諸情勢や直面する課題等について、各局課が主管する案件（首席書記官による実情把握の在り方、裁判部における人材育成、事務局との連携、情報セキュリティ等）をテーマに、意見交換を行った。諸施策を整理して理解するというよりも、少人数での班別討議や全体会を繰り返しながら、現状を確認した上で、組織が抱える問題の所在を見極め、その原因等の多角的な分析を通じて、課題の本質や組織全体の方向性について共有するとともに、自身のこれまでの行動を振り返り、今後の実践に結び付けていく過程に重点を置いた点が、特色と言える。

2 首席家庭裁判所調査官研究会（番号3）（※3）

家裁調査職の最高幹部である首席家裁調査官に必要な管理能力の向上と意識の高揚を図ることを目的に、第1回を高裁所在地の首席家裁調査官8人を対象として、平成28年9月8日（木）及び9日（金）の1.5日間の日程で、同第2回を全家裁の首席家裁調査官50人を対象として、平成28年11月15日（火）及び16日（水）の2日間の日程で実施した。

第1回では、家裁調査官任官後の研修体系の改編により、本年度から実施した新規研修や、育成新施策に基づく家裁調査官の養成、育成の在り方等について討議するとともに、裁判所の当面する諸課題について、最高裁事務総局人事局、家庭局の各担当者を交えての討議等を通じて、高裁所在地の首席家裁調査官として求められる高度な指導監督に関する研究を行った。第2回では、首席家裁調査官に求められる役割等について総研所長による講話を行った後、共同研究において、最高裁事務総局人事局、家庭局の各担当者を交えて、家裁調査官をめぐる人事上の諸問題や、行動科学の知見を活用した質の高い調査事務を確実に遂行するための諸方策など、多元的な諸問題について、幅広い視点から検討を行い、効果的な指導監督の実践に直ちに役立つものとなるよう工夫した。

3 管理者研究会（番号5）（※4）

幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図ることを目的に、新たに事務局次長、総括企画官、次席書記官、総括主任書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官等に任命された者89人を対象として、平成28年4月18日（月）から同月22日（金）までの5日間の日程で実施した。

昨年度と同様、幹部職員に求められる職責等に関する総研所長講話、総研事務局長講話や最高裁事

務総局各局課（総務局、人事局、経理局、広報課、情報政策課）による「裁判所の現状と課題」に関する講義、書記官事務の整理の取組に関する講義、職員団体対応に関する事例研究のほか、外部講師によるメンタルヘルス対策、障害者等に対する配慮及び組織マネジメントに関する講義を行った後、幹部職員の役割をテーマとして、共同研究を行った。

共同研究においては、組織運営の適正を確保するために幹部職員に求められる行動や部下職員を幹部職員候補者として育成していくに当たっての視点や働き掛けの在り方について、班別で研究、討議した。特に、組織運営に関して、近時の裁判所を取り巻く諸情勢に鑑み、「情報の流通」という観点から、職種合同の意見交換と職種ごとの意見交換を重ね、多角的に問題を検討するとともに、改めて自身の行動の在り方について考えを深める契機とした点が、平成28年度の特徴と言える。

4 管理者研究会（支部運営）（番号6）（※5）

支部において生ずる諸問題等に適切に対応するための幹部職員の管理能力の向上等を目的に、地裁及び家裁の次席書記官、次席家裁調査官及び事務局次長45人を対象として、平成28年5月24日（火）及び25日（水）の2日間の日程で実施した。

1日目は、司研が実施する支部長研究会との合同カリキュラムとして、「マネジメント」をテーマに、外部講師による講義を行った後、「本庁・支部間の連携」をテーマに、共同研究を行った。この共同研究では、裁判所の組織（構成、機能等）に関する基調講義を行った上で、架空の支部を舞台に発生した対外的なトラブルを題材とする事例に基づき、「力強い情報流通」をキーワードに、平時から適切に支部を運営していくための視点や考え方、それを踏まえた連携の在り方等について研究、討議した。また、2日目は、総研単独カリキュラムとして、「支部の状況の把握及び指導監督等」をテーマに、共同研究を行った。この共同研究では、架空の地家裁管内における職員の状況や人員構成、事件動向等を踏まえ、適切な支部運営に当たっての幹部職員としての職責や行動の在り方等について、より現実に即した形で研究、討議した。

5 次席家庭裁判所調査官等研究会（番号7）（※6）

次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図ることを目的として、新たに次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官（以下「次席家裁調査官等」という。）に任命された17人を対象として、平成28年9月28日（水）から30日（金）までの2.5日間の日程で実施した。

昨年度と同様、家裁調査官研修部長及び家庭審議官の講話、家裁の当面する諸問題及び次席家裁調査官等の職務と責任について最高裁事務総局家庭局第一課長及び第三課長による講義を行った後、裁判所の機能強化のために、あるべき調査事務及び家裁調査官組織の実現に向けて、家裁の上級管理者として、家裁調査官の現状及び問題状況を把握し、その要因を明らかにして、具体的な改善策について討議した。また、職場のマネジメントに生かせる行動科学の講義を実施した上で、主任家裁調査官のOJTの状況を把握し、指導するための具体的、効果的な実践方法等について、ロールプレイ等を活用しながら研究、討議を行った。

〈高裁委嘱研修〉

6 次席家庭裁判所調査官等実務研究会（番号8）（※7）

本研修は、家裁調査官の研修体系の改編により新設された研修であり、各高裁管内において、各庁

から1人の次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官約50人（原則として各庁から1人）を対象として、高裁委嘱研修やOJTの在り方等について、研究、討議した。

【中間管理者層】

〈中央研修〉

7 中間管理者（裁判部）研修（番号9）（※8）

裁判部の中間管理者としての職務遂行に必要な管理能力の向上及び職務意識の高揚を目的に、第1回を、主任書記官及び主任家裁調査官等72人を対象として、平成28年10月18日（火）から同月21日（金）まで、第2回を、主任書記官及び主任家裁調査官等72人を対象として、同年11月15日（火）から同月18日（金）まで、いずれも4日間の日程で実施した。

なお、第3回は、主任書記官及び速記管理官72人を対象として、平成29年2月7日（火）から同月10日（金）までの4日間の日程で実施する予定である。

カリキュラムとしては、裁判部の中間管理者に求められる職責等に関する総研所長講話、最高裁事務総局各局課（総務局、人事局、経理局、情報政策課、民事局、刑事局、家庭局）による「裁判所が当面する問題と中間管理者（裁判部）の課題」に関する講義のほか、職員団体対応に関する事例研究、外部講師による職場のメンタルヘルス対策や障害者等に対する配慮と人権に関する講義・実習等を行った後、中間管理者の管理業務の在り方をテーマとする共同研究を行った。共同研究は、昨年度に引き続き、「共同研究①」及び「共同研究②」の2本立てとし、具体的な執務上の課題や職員の課題を含む共通の事例に基づいて、前者では業務管理の観点から、後者では人事管理（人材育成、働き方改革）の観点から検討することによって、適切な管理業務の遂行に必要な視点や考え方等について、総合的に理解を深め、実践につなげられるような構成とした。

特に、事務総局各局課の講義等において、近時の裁判所を取り巻く諸情勢に鑑み、組織運営の適正を確保するための視点を強調して説明した点、本年4月に「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」が公表されたことを踏まえ、人権意識の高揚等を図るための内容を盛り込むなど、人権に対する認識を深めるための科目の拡充を図った点が、平成28年度の特色と言える。

8 中間管理者（事務局）研修（番号10）（※9）

事務局の中間管理者としての職務遂行に必要な管理能力の向上及び職務意識の高揚を目的に、事務局課長補佐等62人を対象として、平成28年12月13日（火）から同月16日（金）までの4日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、事務局の中間管理者に求められる職責等に関する総研所長講話、最高裁事務総局各局課（総務局、人事局、経理局、秘書課、広報課、情報政策課）及び最高裁小法廷首席書記官による「裁判所が当面する問題と中間管理者（事務局）の課題」に関する講義のほか、職員団体対応に関する事例研究、外部講師によるメンタルヘルス対策や障害者等に対する配慮に関する講義・実習等を行った後、中間管理者の管理業務の在り方をテーマとする共同研究を行った。共同研究では、事務局で勤務する部下職員を題材とする事例に基づいて、育成上の課題や指導の在り方を検討することを通じて、司法行政事務の基本について改めて考え、自身の行動変容を促す契機とした。

組織運営の適正を確保するための視点については、事務総局各局課の講義等においても強調して説明したほか、本年4月に「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」が公表された

ことを踏まえ、人権意識の高揚等を図るための内容を盛り込むなど、人権に対する認識を深めるための科目の拡充を図った点が、平成28年度の特徴と言える。

9 研修指導研究会(番号12)(※10)

高裁委嘱研修及び自庁研修の指導者の養成を目的に、各庁において研修事務に携わる課長補佐、次席家裁調査官等44人を対象として、平成28年5月31日(火)から同年6月2日(木)までの3日間の日程で実施した。

「研修企画担当者向け」のカリキュラムとして、研修を効果的・効率的に作り上げていく一連のプロセス(研修のマネジメント)の理解を主眼に、組織における人材育成の意義、研修の位置づけや概要、基本的な研修技法等に関する講義・実習を行った上で、共同研究(模擬研修カリキュラム作成)を行った。共同研究では、研修カリキュラムの策定に必要なノウハウにとどまらず、職場の現状や問題を的確に把握した上で、組織課題に即して研修を企画立案していく考え方を、段階を追って、体験的に習得できるよう工夫した。

なお、平成28年度から、家裁調査官に対する研修についても、高裁委嘱研修等の役割が大きくなってきているという実情等も踏まえ、調査職(各高裁所在地の家裁において研修事務に携わる次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官各1人)を新たに正式な参加対象者としている。

10 実務指導研究会(番号13)(※11)

書記官ブラッシュアップ研修(以下「BU研」という。)の講師を養成するため、講師となる予定の主任書記官等(民事44人、刑事38人、家事37人、少年23人)を対象として、民事及び刑事は平成28年5月10日(火)及び11日(水)、家事及び少年は同月12日(木)及び13日(金)の各2日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、BU研講師の役割等に関する総研書記官研修部長の講話、書記官事務の整理の取組の趣旨等に関する最高裁事務総局総務局第三課長による講義、BU研の共通分野で実施する共同研究の進行のために有用な視点等に関する講義を行った後、実際の討議の場面を念頭に置いた実習や意見交換を行った。

BU研修の共同研究は、平成25年度以降、書記官事務の整理の視点から、典型的かつ基本的な事務を題材に、根拠と目的に照らした合理的な事務の在り方等を討議させてきているが、平成28年度は、さらに、中堅書記官に期待される役割の重要性に照らして、この合理的な事務をどのように実践していくかという点に重点を置いて討議させることとした。本研究会においても、その趣旨を明確にした上で、これまでに以上に、講師としての意識の向上とスキルアップに努めた。

なお、BU研の企画立案の中心となり、同研修の講師を指導する立場の者に、本研究会での研究内容を熟知してもらうことが相当と考えられることから、各高裁の民事又は刑事の次席書記官がオブザーバーとして参加した。

11 主任家庭裁判所調査官研修(番号14)(※12)

主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図ることを目的として、新たに主任家裁調査官に任命された25人を対象として、平成28年6月28日(火)から7月1日(金)までの3.5日間の日程で実施した。

昨年度と同様、家庭審議官の講話、調査事務をめぐる昨今の課題や主任家裁調査官に期待される役

割について最高裁事務総局家庭局第一課長及び第三課長並びに人事局参事官からの講義を行い、調査事務の質の確保と部下の能力伸長を図ることを目的とした組運営の在り方や指導監督の在り方における留意点等について共通認識を図った。また、面接指導の場面を題材にして、部下の課題を踏まえた効果的・効率的な指導の在り方について討議するとともに、ロールプレイ等を活用した実践的な研究を行った。さらに、組に所属する家裁調査官に対する的確な指導監督の在り方を考えるために、組・定例ケース会議の運営をイメージした討議中心の形式で、①少年事件の教材事例を題材にBPSモデルを用いた少年調査票の査閲時の指導の在り方について整理し、②新任主任家裁調査官と部下家裁調査官2人から構成される組の状況を題材に、組運営及び人材育成の在り方について検討し、事務の質の確保と部下の能力伸長の重要性を強く意識させた指導監督の強化を図った。

〈高裁委嘱研修〉

12 新任中間管理者研修(番号15) (※13)

中間管理者としての職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与し、中間管理者としてふさわしい職員を養成することを目的に、新たに主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等の中間管理職員に任命された者223人を対象として、各高裁で実施された。参加者の内訳は、主任書記官163人(73.1パーセント)、主任家裁調査官24人(10.8パーセント)、課長1人(0.4パーセント)、課長補佐21人(9.4パーセント)、専門官等14人(6.3パーセント)である。

カリキュラムとしては、「公務員倫理、服務規律」、「裁判所職員制度」(任用、給与、職員団体等)、「職場におけるメンタルヘルス」、「人事評価」、「会計事務」、「広報、危機管理」等の講義のほか、「管理と監督」(部下育成等)に関する講義や共同研究が行われた。

【書記官・家裁調査官・係長等層】

〈中央研修〉

13 家事実務研究会(番号16) (※14)

家事事件における事務処理上の諸問題について研究、討議を行うことにより、職務遂行能力の向上を図ることを目的に、家事事件を担当する書記官及び家裁調査官各50人(合計100人)を対象として、平成28年11月30日(水)から12月2日(金)までの3日間(ただし、書記官については11月30日及び12月1日の2日間)の日程で実施し、科目の一部については、司研の実施する家事実務研究会と合同で実施した。

司研との合同カリキュラムでは、家裁をめぐる諸問題について、最高裁事務総局家庭局第二課長による説明を行い、共同研究では、「家庭裁判所の機能充実にに向けた職種間連携～家事調停と家事審判の連動の観点から」をテーマに、記録作成保管事務及び非開示希望情報等の適切な管理の在り方や、家事調停と家事審判との連動の観点から家庭裁判所の機能充実にに向けた職種間連携の在り方について、裁判官研究員とともに、具体的場面を設定して、研究、討議を行った。

なお、共同研究における研究、討議を行うに当たっては、冒頭に「家族の国際化と法」と題して国際私法を専門とする学者による講演を実施したほか、司研教官並びに総研書記官研修部長及び家裁調査官研修部長から、書記官事務の整理と家裁調査官の中核的な役割・機能の考え方についての説明を実施した。

また、総研の単独カリキュラムでは、書記官は、主任書記官の立場から見た家事部におけるあるべ

き書記官事務の検討と実践について、家裁調査官は、紛争性の高い面会交流事件における調査官関与の在り方について研究、討議を行った。

14 少年実務研究会（番号18）（※15）

少年事件における事務処理上の諸問題について研究、討議を行うことにより、職務遂行能力の向上を図ることを目的に、少年事件を担当する書記官50人及び家裁調査官49人（合計99人）を対象として、平成28年9月14日（水）から同月16日（金）までの2.5日間（ただし、書記官については14日及び15日の2日間）の日程で実施した（カリキュラムの一部を、司研の実施する少年実務研究会と合同で実施）。

司研との合同カリキュラムでは、少年事件の現状と課題について、最高裁事務総局家庭局第一課長による説明を行った後、「少年審判の機能充実に向けて～職種間連携を中心に～」をテーマに、共同研究を行った。共同研究では、冒頭に、少年法を専門とする学者（元裁判官）による講演のほか、家庭局第一課長からも少年審判規則改正の趣旨及び内容等に関する情報提供を随時行い、これらを踏まえて、審判の質の向上に向けた職種間連携や被害者を含む関係者の情報保護に向けた職種間連携の在り方について、裁判官研究員とともに、具体的場面を設定して、研究、討議を行った。

また、総研の単独カリキュラムでは、書記官については、少年審判規則改正に伴う書記官事務について、最高裁事務総局家庭局付による説明がされたほか、主任書記官の立場から見た少年部におけるあるべき書記官事務の検討と実践について研究、討議を、家裁調査官については、少年審判機能の充実・強化に向けた社会調査の専門性の向上の方策について研究、討議を行った。

15 民事実務研究会（番号19）（※16）

(1) 民事実務（訴訟）研究会

民事立会部における書記官事務を合理的に遂行するための視点並びに裁判官との連携及び部における主任書記官の役割について研究、討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、適正かつ効率的な事件処理の推進に資することを目的に、地裁で民事事件を担当する書記官50人を対象として、平成28年5月18日（水）及び19日（木）の1.5日間の日程で実施した（カリキュラムの一部を、司研が実施する民事実務研究会（基本I）と合同実施）。

司研との合同カリキュラムでは、民事事件を取り巻く最近の状況に関する最高裁事務総局民事局第二課長による講義を、民事立会部における中堅裁判官と主任書記官の役割についての司研教官及び総研教官による講義をそれぞれ行った上、「民事立会部における裁判官と書記官の協働について」をテーマとして、具体的場面を設定して、裁判官研究員との合同研究を行った。

また、総研の単独カリキュラムでは、民事立会部における主任書記官の役割について共同研究を行った。

(2) 民事実務（簡裁）研究会

簡裁の民事事件の特性等を踏まえて、事務処理上の諸問題について研究、討議を行い、適正かつ効率的な事件処理の推進に資することを目的に、簡裁で民事訴訟事件を担当する書記官50人を対象として、平成29年1月25日（水）及び26日（木）の1.5日間の日程で実施する予定である。

カリキュラムとしては、簡裁民事事件の動向と当面する諸問題についての最高裁事務総局民事局第二課長による説明、簡裁民事立会部における書記官事務の整理についての総務局第三課長による説明を行った上、「交通損害賠償訴訟事件における書記官の役割」及び「簡易裁判所の実情に即した合理

的な事務の在り方」をテーマとして、共同研究を行う予定である。

16 刑事実務研究会（番号20）（※17）

刑事事件における書記官事務を合理的に遂行するための視点から、裁判官との協働の在り方及び主任書記官の役割について研究、討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、適正かつ効率的な事件処理の推進に資することを目的に、地裁で刑事事件を担当する書記官50人を対象として、平成28年11月8日（火）及び9日（水）の1.5日間の日程で実施した（カリキュラムの一部を、司研が実施する刑事実務研究会（基本I）と合同実施）。

司研との合同カリキュラムでは、刑事公判部における主任書記官の役割に関する総務局第三課長による説明の後、「刑事事件における裁判官と書記官の協働について」をテーマに、具体的場面を設定して、裁判官研究員との合同研究を行い、さらに、刑事裁判の在りようをめぐる議論の概要及び課題に関する最高裁事務総局刑事局第一課長による説明等を行った。

また、総研の単独カリキュラムでは、刑事公判部における主任書記官の役割について共同研究を行った。

17 家事特別研究会（番号21）（※18）

後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究、討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、適正かつ効率的な事件処理の推進に資することを目的に、後見関係事件を担当する書記官50人を対象として、平成28年10月12日（水）及び13日（木）の1.5日間の日程で実施した。

この研究会は、その全部を司研が実施する特別研究会3（後見関係事件の運用をめぐる諸問題）と合同で実施しており、カリキュラムとしては、後見事件・財産管理事件の運用に関する諸問題に関する最高裁事務総局家庭局第二課長の説明、市民後見を中心とした地域の取組とそれに対する家裁の取組について外部講師等による講演を行った後、「成年後見制度の趣旨等を踏まえた後見等監督の在り方」、「家庭裁判所における不正対応の在り方」等をテーマとして、具体的場面を設定して、裁判官研究員との合同研究を行った。

なお、後見関係事件（及び財産管理事件）をめぐる現場の実情をみると、書記官がこれに主体的に関与している実情があることから、上記のとおり、本研究会の対象は書記官研究員としたが、家裁調査官の後見関係事件における役割も重要であると考えられたことから、平成27年度に引き続き、高裁の次席書記官に加えて、高裁所在地の家裁の次席家裁調査官等がオブザーバーとして参加した。

18 家庭裁判所調査官特別研修（番号22）（※19）

家裁調査官専門研修終了後おおむね1年以上の実務経験を有する家裁調査官合計40人を対象として、平成29年1月25日（水）から同月27日（金）までの3日間の日程で実施する予定である。

本研修は、行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図ることを目的とする応募型研修である。本年度は、「子が別居親を拒否する面会交流調停事案における働き掛けの在り方」をテーマに、実務に有用な視点や留意点について研究討議を行う予定である。

19 家庭裁判所調査官専門研修（番号23）（※20）

専門的知見の本質を踏まえ、これを柔軟に活用して、的確な調査事務を追求する能力の向上を図る

ことを目的に、家庭裁判所調査官実務研修終了後、おおむね3年の実務経験を有する者（家庭裁判所調査官養成課程第3期及び第4期が中心）合計95人を対象として、第1回目は平成28年10月24日（月）から同月28日（金）までの日程で、第2回目は平成28年12月5日（月）から同月9日（金）までの日程で、それぞれ4.5日間実施した。

本研修は、「中堅家裁調査官の役割と課題」を研修全体を貫くテーマとし、カリキュラムとしては、最高裁事務総局人事局参事官及び家庭局第三課長からの講義によって裁判所を取り巻く環境や状況を把握させ、中堅家裁調査官としての役割について意識を向けさせた上で、事前課題により研修員各自が明確にしてきた「現在、所属している庁や部の課題」を素材として、中堅家裁調査官に求められている役割について認識を深めさせ、組織課題に取り組む意欲を高めるとともに、問題発見・解決のための基本的な考え方を踏まえた実践的な検討を行った。調査実務及び調査面接の演習においても、中堅家裁調査官の役割の観点から、若手家裁調査官に対する助言指導の場面等を念頭に、思考プロセスの言語化を意識させ、ねらいの到達を図った。最終日には、家裁調査官研修部長の講話を設定し、大局的かつ俯瞰的な視野を改めて与えた上で、中堅家裁調査官として期待される役割について確認し、今後の自己研さんと組織課題についての意識を喚起した。

なお、本年度も、昨年度と同様、外部講師による行動科学の講義と教官が実施する演習科目（調査実務研究及び調査面接技法研究）との連動を図り、演習科目の教材も研修所が準備する形をとった。また、研修とOJTとの連動の観点等も考慮し、研修員に対しては、事前に研修の概要やねらいを示したほか、調査事務の遂行に必要な知識の点検や組織課題に対する取組状況の点検を行った上で研修に臨むよう指示した上で、研修時において、改めて、現状における自己の課題や今後自己研さんを続けるべき事項を明確化させた。

20 家庭裁判所調査官応用研修（番号24）（※21）

専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図ることを目的に、家裁調査官任官後、おおむね3年の実務経験を有する者（家庭裁判所調査官養成課程第8期が中心）62人を対象として、平成28年6月6日（月）から同月10日（金）までの4.5日間の日程で実施した。

本研修は、家裁調査官の研修体系の改編により新設された研修であり、研修員が調査事務の基盤となる知識及び技能を身に付けているかを点検した上で、今後の目標や次のステップを明確にし、日々の実務とOJTの中で自律的な成長を続けていく意識を高めることを主なねらいとした。調査実務研究（家事・少年）では、教材事例を用いたグループ討議によって子の心情の分析・評価、BPSモデルによる非行メカニズムの解明を進めていくに当たり、思考プロセスの言語化、意見の根拠及び論拠となる知見の明示を常に意識させ、ねらいの到達を図った。また、行動科学の知見の応用に関しては、外部講師による講義の内容が調査実務研究と連動するよう配慮した。

また、研修員層には中堅家裁調査官としての職責を果たしていくことが期待されることに鑑み、家裁調査官研修部長、最高裁事務総局家庭局第三課長及び人事局参事官からの講義により、大局的かつ俯瞰的な視野を与えた上、裁判所の組織課題の解決に向けて、どのような取組が考えられ、どのような役割を担うことができるかを具体的に考えさせる時間も設けた。

なお、研修とOJTとの連動の観点等も考慮し、研修員に対しては、事前に研修の概要やねらいを示したほか、調査事務の遂行に必要な知識の点検や組織課題に対する取組状況の点検を行った上で研修に臨むよう指示した上で、研修時において、改めて現状における自己の課題や今後自己研さんを続

けるべき事項を明確化させた。

2.1 速記官中央研修(番号25)(※22)

裁判所が当面する諸問題に関する理解を深め、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る目的に、裁判所速記官補任官後15年以上の裁判所速記官20人を対象として、平成28年7月6日(水)及び7日(木)の2日間の日程で実施した。

本研修は、平成27年度の実施をもって、全ての速記官(家庭の事情等により参加できなかった者を除く。)が受講済みとなり、平成28年度から、新たな枠組の下での実施となったが、カリキュラムとしては、従前同様、速記官の職責等に関する総研所長の講話、最高裁事務局民事局及び同刑事局による「裁判所をめぐる諸問題」に関する講義のほか、裁判部の充実・強化に向けた知識・経験の活用、連携協働の在り方をテーマとする共同討議を行った。組織的な視点や裁判部の一員としての自覚をより高めるため、外部講師による「障害者等に対する配慮」に関する講義・実習を新設した点、共同討議において、従前の「より正確で分かりやすい速記録を作成するための連携協働」に加え、「裁判部の一員としての役割と自己研さんの在り方」をテーマとして、研修員の経験を紹介し合いながら意見交換を繰り返し、今後に向けてのヒントや気づきを得られるような機械を設けた点が、平成28年度の特徴と言える。

2.2 係長等(総務担当)研修(番号26)(※23)

総務担当係長として必要な執務能力の向上と職務意識の高揚を目的に、各庁において、現に総務事務を担当する係長51人を対象として、平成28年6月21日(火)から同月23日(木)までの3日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、昨年度と同様、係長としての役割の理解や動機付け等を主眼とする総研一般研修部長講話、東京高裁事務局総務課長による「総務課の現状と課題」に関する講義、最高裁事務局総局各局課(秘書課、広報課、情報政策課)による各所管業務に関する講義、外部講師による「コミュニケーション・スキル・トレーニング」の実習のほか、情報のキーステーションとしての総務担当係長の行動の在り方をテーマとする共同研究や、効果的な係運営・マネジメントの在り方をテーマとする共同研究を行った。いずれの共同研究も具体的場面を設定した事例を用いたが、後者の共同研究では、班別討議を通じて、係長として実践すべきことについて、働き方改革の観点からも討議し、理解を深めた。

講話や講義科目において、事務局係長として組織運営の適正の確保に寄与するための視点を強調して説明した点、係長層に対して中央研修参加の機会を広く確保する趣旨から、参加人数を約10人拡大した点が、平成28年度の特徴と言える。

2.3 係長等(人事担当)研修(番号27)(※24)

人事担当係長として必要な執務能力の向上と職務意識の高揚を目的に、各庁において、現に人事事務を担当する係長等68人を対象として、平成28年6月7日(火)から同月9日(木)までの3日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、昨年度と同様、係長としての役割の理解や動機付けを主眼とする総研一般研修部長講話、最高裁事務局人事局による「人事事務をめぐる諸情勢等」に関する講義、最高裁健康管理医によるメンタルヘルス対策に関する講義のほか、人事担当係長としての合理的な事務処理の

在り方をテーマとする人事事務総合演習、効果的な係運営・マネジメントの在り方（係員に対する指導、働き方改革）をテーマとする共同研究を行った。

講話や講義科目において、事務局係長として組織運営の適正の確保に寄与するための視点を強調して説明するとともに、人事事務総合演習において、各分野に共通する基本的な司法行政事務の進め方に重点を置いた事例を題材に、集中的に議論した点、係長層に対して中央研修参加の機会を広く確保する趣旨から、参加人数を約10人拡大した点が、平成28年度の特徴と言える。

2.4 係長等（会計担当）研修（番号28）（※25）

会計担当係長等として必要な執務能力の向上と職務意識の高揚を目的に、各庁において、現に会計事務を担当する係長等68人を対象として、平成28年10月25日（火）から同月28日（金）までの4日間の日程で実施した（最高裁及び高裁の営繕専門職4人がオブザーバーとして参加）。

カリキュラムとしては、昨年度と同様、係長としての役割の理解や動機付けを主眼とする総研一般研修部長講話、経理局による「裁判所における経理行政」、「会計課における仕事の進め方」に関する講義、各分野の所管事務に関する講義・討議のほか、事務改善や報告、連絡、相談（係運営、部署間連携等）をテーマとする共同研究、担当職務ごとに根拠に基づく正確な専門知識や技能の習得を図るための分野別研究を行った。

講話や講義科目において、事務局係長として組織運営の適正の確保に寄与するための視点を強調して説明した点、係長層に対して中央研修参加の機会を広く確保する趣旨から、参加人数を約10人拡大した点が、平成28年度の特徴と言える。

2.5 研修事務担当者研修（番号29）（※26）

研修事務担当者としての執務能力の向上と職務意識の高揚を目的に、各庁において、現に研修事務を担当する係長等39人を対象として、平成28年9月27日（火）から同月29日（木）までの3日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、昨年度と同様、高裁委嘱研修、自庁研修の運営を主体的かつ積極的にリードできる研修事務担当者を「研修プランナー」と位置付けた上で、その役割の理解や意識啓発を主眼とする総研一般研修部長講話、研修全般に関する基本的な知識や技法等に関する講義・実習を行ったほか、研修事務をPDSサイクル（企画・実施・評価）の各段階に分けて、具体的な行動を疑似体験する形で、講義・実習等を行い、理解を深めた。

最終日の共同研究では、昨年度に引き続き、研修員同士の自由な対話を通じて、研修全体を振り返る時間を設け、連帯感や問題意識を強めながら、今後の職務につなげていくための動機付けを図ることができるよう工夫した。

〈高裁委嘱研修〉

2.6 書記官ブラッシュアップ研修（番号30）（※27）

書記官任用資格取得後5年以上の者を対象として、平成28年7月から9月にかけて、各高裁において実施し（大阪においては2回ずつ）、参加者（終了者）は370人であった。

BU研の共通分野の共同研究では、平成25年度から書記官事務の整理の視点を取り入れた討議を実施してきており、さらに、平成28年度からは、中堅書記官に期待される役割の重要性に照らして、根拠と目的に照らした合理的な事務をどのように実践していくかについての討議を拡充する内容とし

ている。

27 家庭裁判所調査官実務研究会（番号31）（※28）

家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより，調査実務の充実及び改善に寄与させることを目的に，主任家裁調査官を含む家裁調査官を対象として，各高裁において時期を定め3日間の日程で実施し（東京においては2回），参加者（終了者）は241人であった。

28 新任係長研修（番号32）（※29）

係長としての職務を遂行するために必要な知識及び技能を付与し，係長としてふさわしい職員を養成することを目的に，新たに係長に任命された者272人を対象として，各高裁で実施された。

カリキュラムとしては，「裁判所の現状と課題」に関する講義，「係長のリーダーシップとマネジメント」に関する共同研究，「男女共同参画社会，母性保護及び次世代育成支援」に関する講義等が行われた。

【事務官等層】

〈高裁委嘱研修〉

29 事務官専門研修（番号33）（※30）

事務官研修体系の見直しに伴い，平成19年度から実施している研修である。この研修は，事務局の運営を支えていくことが期待される中堅層以上の事務官（採用後7年以上の者），係長及び専門職の合計189人を対象として，担当職務（総務，人事又は会計）の遂行に必要な職務知識を付与し，職務遂行能力の向上を図ることを目的として各高裁で実施された。

なお，会計分野については，最高裁及び高裁の営繕専門職7人が，所属する高裁実施の研修（最高裁所属の者は東京高裁実施の研修）にオブザーバーとして参加した。

おって，実施の際の参考となるように，資料（講義資料，参考事例）を各高裁に送付した。

30 ジャンプアップ研修（番号34）（※31）

事務官研修体系の見直しに伴い，平成19年度から実施している研修である。この研修は，係員層の中心となって，上司を助けて実務を担っていくことが期待される中堅事務官（採用後7年以上10年未満の者）208人を対象として，仕事を進める上で必要な仕事のマネジメントに関する基本的な知識を付与し，職場の事務改善案を作らせることで，能力開発と意識啓発を行うことを目的として各高裁で実施された。

なお，最高裁の営繕専門職等6人がオブザーバーとして参加した。

31 事務官法律研修（番号35）（※32）

本年度は，事務官253人を対象として，各高裁で，通信研修については平成28年2月から同年6月にかけて96日間から117日間（土曜日，日曜日及び祝日を含む。）の日程で，面接研修については同年6月から同年7月にかけて9日間から11日間（土曜日及び日曜日を除く。）の日程で実施された。

なお，参加者のうち，大学法学部卒業者は148人（58.5パーセント）であった。

【新採用職員】

〈中央研修〉

3 2 総合職採用職員初任研修（番号37）（※34）

将来の幹部職員候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図ることを目的に、裁判所職員採用総合職試験に合格し、平成28年4月に採用された裁判所事務官11人及び家裁調査官補42人の合計53人を対象として、同年4月6日（水）から同月8日（金）までの3日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、昨年度と同様、総合職採用職員としての心構え等に関する総研所長講話、最高裁事務総局各局課（総務局、人事局、経理局、広報課、情報政策課、民事局、刑事局、家庭局）による「裁判所の現状と課題」に関する講義を行った上で、そこで与えられた知識や視点を踏まえて、「これからの裁判所を考える」をテーマに、職種を超えたチームによる討議を行った。討議に当たっては、直前に、最高裁事務総局に勤務する先輩職員との間で意見交換する機会（座談会）を設け、総合職採用職員としての意識啓発を行うとともに、討議結果のプレゼン等を通じて、研修員が相互に刺激し合って連帯感を強め、成果を共有できるよう配慮した。

〈高裁委嘱研修〉

3 3 新採用職員研修（番号38）（※35）

国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに、裁判所の職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所の職員にふさわしい心構えをかん養することを目的に、新たに採用された事務官等342人を対象として、各高裁で実施された（東京高裁及び福岡高裁においては、平成28年4月までに採用された者に対する研修とは別に、平成28年度の途中に採用された者を対象として、平成28年10月（東京高裁）及び12月（福岡高裁）にも実施された。）。

カリキュラムとしては、裁判所職員としての心構えの理解や動機づけを主眼とする講話や「裁判所の組織と機能」、「職員制度」（任用、給与及び能率）、「裁判の仕組み」、「情報処理、文書」、「公務員倫理」、「ストレスと自己管理」等の科目のほか、「マナーと接遇」や「仕事の進め方」に関する事例研究が、ロールプレイング等の手法も交えながら行われた。

【CA研修実務試験】

〈中央研修〉

3 4 CA研修実務試験（番号41）（※38）

裁判所書記官任用試験の口述試験合格者44人を対象として、平成28年7月1日（金）から9月16日（金）までの日程で実施した（前期研修は平成28年7月1日（金）から7月22日（金）までの15日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。以下、この研修において同じ。）、実務研修は7月25日（月）から8月26日（金）までの24日間、後期研修は8月29日（月）から9月16日（金）までの15日間）。

前期研修においては、書記官の職務の概要及び重要性を認識させた上で、各分野での立会事務を中心とした知識の整理及び習得を主な目的とし、実務研修においては、これらの知識の定着を図るほか、問題意識の醸成、後期研修への準備、意欲の向上等を目的とし、後期研修においては、前期研修及び

実務研修の成果を踏まえた応用能力の醸成を図ることを目的とした内容で実施した。

【執行官研修】

〈中央研修〉

35 総括執行官研究会（番号一）（※39）

総括執行官の職務遂行に必要な知識の付与と技能の習熟を図るとともに、職務意識を醸成することを目的に、新たに任命された総括執行官25人を対象として、平成28年7月12日（火）から14日（木）までの2.5日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、執行官をめぐる情勢や総括執行官の職責、服務、情報セキュリティに関する最高裁事務総局各局課による講義、外部講師による労働関係法規に関する講義のほか、指導監督の実践等について、総括執行官経験者の講義を受けた上で、具体的場面を設定して共同研究を行った。

36 執行官実務研究会（番号42）（※40）

中堅執行官として、社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身に付けるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力、執行官室の運営に積極的に参加していく職務意識を養うことを目的に、5年以上の経験を持つ執行官29人を対象として、平成29年2月7日（火）から9日（木）までの3日間の日程で実施する予定である。

なお、既にこの研究会に参加した者についても、5年を経過した場合には参加を認めている。

カリキュラムとしては、日頃、執行官が悩んでいる事務処理上の問題について討議形式で検討させる「実務問題研究」や子奪取条約（ハーグ条約）実施法に基づく解放実施に関するシミュレーションを中心に、弁護士から執行官へ期待すること、不動産取引における重要事項説明等についての講義も行う予定である。

37 新任執行官研修（番号43）（※41）

執行官として職務を遂行するために必要な知識を付与することにより、基礎知識等の定着と執務能力の向上及び職務意識の高揚を図ることを目的に、新たに執行官に任命された者7人、執行官事務取扱書記官1人を対象として、平成28年6月14日（火）から17日（金）までの3.5日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、最高裁事務総局民事局参事官による執行官制度全般についての講義のほか、執行官等の講師による執行事務取扱上の諸問題についての講義やこれを踏まえた実践的な事例問題の研究を行う実務問題研究等を実施した。

【その他】

〈中央研修〉

38 情報セキュリティ研修（番号44）（※42）

情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図るため、各裁判所の裁判部で情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する職員（高裁の次席書

記官、地裁の次席書記官、家裁の次席書記官又は次席家裁調査官）を対象として実施した。平成28年10月4日（火）及び5日（水）の1.5日間の日程で65人が研修員として、各高裁の文書企画官又は総務課専門官8人がオブザーバーとして参加した。

カリキュラムとしては、情報セキュリティについての講義「情報セキュリティについて」のほか、情報セキュリティに関する事例研究、裁判部における情報セキュリティポリシーの実効性を確保するための方策に関する共同研究を実施した。

39 情報処理研修（番号45）（※43）

情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るための指導的役割を果たす者を広く養成することを目的に、情報化関連業務担当者及び情報化事務担当者120人（第1回60人、第2回60人）を対象として、第1回を平成28年5月17日（火）から同月19日（木）まで、第2回を同年5月24日（火）から同月26日（木）までの各3日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、研修員全員に対し、「裁判所の情報化における現状と課題」、「情報化関連業務担当者と情報化事務担当者の役割」、「情報化事務（パソコン）」、「情報化事務（統計）」及び「ITに関する業務継続」の講義のほか、「情報化事務（J・NET）」及び「情報セキュリティ」については、パソコンの実機を使用した操作実習を含む講義を行うとともに、情報化関連業務担当者と情報化事務担当者の協働についての班別討議を行った。また、一部のカリキュラムは、担当者別に分かれ、情報化関連業務担当者に対しては、情報化研修の企画及びより実践的な情報セキュリティに関する講義を、情報化事務担当者に対しては、裁判事務関連システムに関する講義（パソコン実機の操作実習を含む。）を、それぞれ行った。

【研究】

40 合同実務研究（番号48）（※46）

合同実務研究は、複数の職種の研究員が、所属庁において、執務をしながら、裁判所における職種間の連携、協働に関する研究を行うものである。

平成28年度は、「家事事件等における秘匿情報の適切な管理に関する職種間連携の在り方」について、千葉家裁、水戸家裁龍ヶ崎支部及び那覇家裁の三庁において、それぞれ書記官及び家裁調査官を研究員に選定して、平成28年9月から平成29年3月まで研究を行っている。

41 書記官実務研究（番号49）（※47）

神戸家裁姫路支部及び名古屋家裁の主任書記官を研究員に、東京家裁の裁判官を協力研究員に指名し、「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的・家事調停及び別表第二審判事件を中心に」をテーマとして、平成28年4月から平成29年3月までの1年間で研究を行っている。

平成25年に家事事件手続法が施行され、書記官事務についても同法制定の趣旨に沿う新たな事務処理の運用を構築していくことが喫緊の課題であることから、平成27年度に「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究－別表第一事件を中心に」をテーマとして研究を行った。平成28年度は、平成27年度の研究テーマで対象としなかった家事調停及び別表第二審判事件における書記官事務の運用を中心とした研究を行い、同法制定の趣旨に沿った書記官事務処理の運用についての研究を完結させ、研究成果を現場に還元したい。

4.2 家庭裁判所調査官実務研究（番号50）（※48）

(1) 個人及び共同研究

さいたま家裁から応募があった個人研究「子が面会交流を拒否する事例での調査及び調整の方法の検討」及び大阪家裁から応募があった共同研究「面会交流が課題となる調停における調査官関与の在り方」（いずれも仮称）を選定し、家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行っている。

(2) 指定研究

東京家裁、大阪家裁、神戸家裁、松江家裁、宮崎家裁及び山形家裁米沢支部に所属する家裁調査官6人（主任家裁調査官5人、家裁調査官1人）を研究員に指定して、「在宅事件における適切な心理テストの活用を踏まえた調査の在り方」をテーマとして研究を行っている。

4.3 家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号51）（※49）

(1) 家事及び少年関係機関についての研究

家事関係機関につき6人、少年関係機関につき9人を研究員に指定して、関係機関（児童相談所、少年院等）に派遣し、その実情等について体験的に研究させるとともに、家裁と関係機関との連携の充実を図っている。

(2) 心身の鑑別についての研究

平成29年3月に法務省矯正研修所が実施する分類・鑑別技官に対する研修である「専門研修課程調査鑑別特別科研修」に3人の家裁調査官を参加させる予定である。

【養成】

4.4 養成課程（番号61, 62, 63, 64）（※57, 58, 59, 60）

(1) 入所式

平成28年4月5日（火）に裁判所書記官養成課程第一部第13期及び第二部第13期並びに家庭裁判所調査官養成課程第13期の入所式を行った。

(2) 合同実施科目

裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程においては、次の科目を合同で実施した。

ア グループ別総合演習

裁判所職員として求められる総合的な事務処理能力の向上を図ることを目的とし、裁判所及び裁判所職員の在り方について、①国民の視点を踏まえた広い視野で考える力のかん養、②組織的に職務を遂行する能力の向上、③書記官と家裁調査官の連携、協働の必要性を認識し、職種間の相互理解を深め、連携、協働を円滑に行うための基盤を形成といった三つの事項に重点を置いて実施している。

具体的には、①当事者対応に関するロールプレイ、②裁判所の組織上の課題解決に資するグループ研究を少人数（①で14～15人程度、②で11～12人程度）でグループ編制し、実施する。

①では、平成27年度と同様に、当事者対応場面における職種間の連携、協働の在り方に加え、裁判所職員として、適正な司法手続を実現し、裁判を受ける権利を実質的に保障するために、障

害者、高齢者等の社会的な配慮を要する者の置かれた状況を正しく理解し、具体的な状況に応じて適切な対応を取ることができるよう、DVD学習と車椅子、高齢者疑似体験グッズを用いた体験学習を行った。これにより、障害者等が社会生活においてどのようなことに不便さを感じているかを疑似体験するとともに、どのような配慮をしてほしいと感じるのか、裁判所職員に求められる配慮は何かなどを学ぶ機会を設けた。また、ロールプレイの場面においても、視覚・聴覚障害がある者への対応場面を加え、実際に疑似体験グッズを使用した上でロールプレイを行うなどし、より深い理解につながるような学習方法を取り入れたほか、「裁判所における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領」についても注意喚起をした。

②では、所属庁における執務経験、実務修習での経験・考察、養成課程の講義、その他の文献資料等を検討素材として、国民の視点を踏まえた広い視点からテーマ（例えば、障害者等に対する配慮、男女共同参画、危機管理、外部関係機関との連携等）を選定し、そのテーマについての裁判所に関する問題点及び裁判所が取り組むべき課題並びにこれを解決するための方策を検討、討議し、その解決策を提案として発表させる予定である。

イ 連携協働に関する問題研究

従前に引き続き、「連携協働に関する問題研究（家事）」及び「連携協働に関する問題研究（少年）」を実施し、裁判官、書記官及び家裁調査官の三職種で連携して事件処理に当たる重要性並びに書記官及び家裁調査官の各事務処理の在るべき姿について理解を深めさせた。

ウ 講義等

年度前半には、例年どおり、親族相続法、戸籍法及び裁判所の情報化についての講義を実施したほか、障害者等に対する理解と適切な対応を考えさせることを目的として、「障害者等への配慮」の科目を設け、法務省人権擁護局職員による障害者や高齢者の問題を含めた人権問題全般についての講義を実施し、障害者等に適切な対応をとるための法制度等の基礎的な知識付与を行った後、同講義で得た知識を裁判所の実務の中でどのように生かすべきか等についての視点を付与するため、教官による裁判所での実体験（家裁の調停での対応場面等）を交えた説明や「裁判所における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領」についての説明を行った。

年度後半においては、例年と同様に、「表記法」、「DNA鑑定」及びDVについての現状と手続についての講義を実施した。さらに、グループ別総合演習における検討を深めるために、演習開始前の時期に「裁判所をめぐる諸問題」及び「裁判所の広報」の講義のほか、昨年度に引き続いて、「コミュニケーション」の科目において、チームによる討議方法や問題発見・問題解決の考え方を含めた講義を行った。

今後、養成課程修了までの間は、国際私法、被害者保護、行動経済学、精神鑑定及び統計事務についての講義並びに最高裁大法廷首席書記官、家庭審議官による講話などを実施することとしているほか、障害者等への対応について、それまで行ってきた講義、疑似体験、ロールプレイ等を前提とした総仕上げとして、障害者支援の専門機関職員による障害の種別ごとの特性に応じた対応の在り方を含めた講義を予定している。

4 5 裁判所書記官養成課程（番号61、62）（※57、58）

(1) 第一部

第13期研修生126人（このほかに特許庁からの受託研修生1人）について、2組編制で実施している。

なお、外部講師による講義については、講堂を使用するなどして、第二部や家庭裁判所調査官養成課程と合同で実施するものもある。

(2) 第二部

第12期研修生（2年生）63人、第13期研修生（1年生）57人で実施している。憲法、民法総則、刑法各論及び親族相続法については、大学教授等の外部講師による講義を実施している。

(3) 養成課程研修の概要

養成課程の柱は、①基盤の形成、すなわち書記官の基本的事務について、事務の遂行に必要な知識を体系的に習得するとともに、事務の在り方を考える際の視点や思考方法等を身に付けるということと、②実践力の養成、すなわち修得した知識を実際に使うことができる力や技能を磨くということの2本である。

限られた時間の研修においては、両者のバランスを適切に保つことが必要かつ不可欠であることから、限られた時間の中で行わざるを得ない養成課程研修の制約も考慮し、書記官の育成を長期的に見た場合に最も重要である基盤づくりに比重を置き、実践力の養成については、最も基本的な分野の典型的な事件についてこれを目的とした研修を実施した。

実践力の養成に向けては、可能な範囲で各分野において事件処理についての演習や模擬練習等を行うに加え、演習や講義の中にもできる限り、討議や発表の機会を盛り込み、考える力や発信する力をかん養するようにしている。

さらに、限られた時間の中ではあるが、平成28年度から、授業内容について、新たに次のような工夫を行った。a 労働審判事務について科目を新設し、手続の基本的な事項を説明すること、b 民事訴訟法の科目において、人事訴訟法の概要について説明することとした上で人事訴訟法演習を新設し、人事訴訟事件の訴状審査、事前準備等の演習を行うこと、c 家事法・同実務の科目において、単位を増設した上で後見監督に関する事務について講義を行うこと、d 刑事実務（調書）の科目において、裁判員選任手続調書の講義を行うこと、e 医療観察法の科目を新設し、制度の概要、手続の流れ等を説明すること。

また、引き続き、f 録音反訳についての授業を実施し、事前準備、開廷時における事務、立会メモの作成等の説明や演述に基づく立会メモの作成、録音反訳業者との契約における完成通知の重要性等についての注意喚起を行なう予定であり、g 通達についての授業において、保管金、保管物、押収物、記録の閲覧謄写、記録の保管送付といった実用的な事務についても講義を行うほか、いわゆる記録概念についての整理の説明や予納郵便切手の適正管理の重要性についての注意喚起を行う予定である。さらには、例えば、過誤防止については、各講義で折に触れて注意喚起等を行うほか、過誤発生の要因と防止策についての講義も行う予定である。

書記官事務の整理については、その考え方が全ての分野の事務で通用することを前提に、裁判所書記官養成課程研修生にも定着させるという趣旨から、平成26年度から書記官事務の整理に関する演習（総合演習）を民刑家少の4分野で実施している。

4.6 家庭裁判所調査官養成課程（番号63、64）（※59、60）

後期合同研修中の第12期生は45人である。前期合同研修を終了した第13期生は42人であり、現在、所属庁で実務修習中である。

家庭裁判所調査官養成課程では、法律、行動科学及び調査実務の講義や演習を実施し、家裁調査官として必要な人格の育成、自立性、能動性及び積極性の伸長並びに調査事務能力、事務処理能力及び

政策検討能力を中核とする総合的な実務能力の養成及び向上を図ることを目的としている。

第13期前期合同研修では、①実務修習におけるグループ修習の円滑な実施に向けた教科目の実施や、②組織的に職務を遂行する姿勢の養成を意識するための教科目を実施した。実務修習に直結した講義や演習とするために、演習に先立って必要な知識は講義で付与し、講義と演習を連動させることで知識を実務で活用できるようにした。また、新たに実務修習に必要な基本的知識を体系的に学ばせるため、「行動分析学」、「犯罪心理学」という科目を新設した。さらに、実務におけるグループ討議をより効率的かつ効果的に行えるよう、実務講義の一環として、グループ討議に関する基本的なスキルの習得を加えた。

第12期後期合同研修においては、前期合同研修における基礎的学習を踏まえ、実務修習の成果とも関連付けながら、目的にかなった教科目となるようカリキュラムを構成している。例えば、調査実務関連の講義及び演習については、実務での応用の基盤となる知識及び考え方を習得させることを主たる目的として、教官や外部講師による講義と演習の連動性を持たせ講義で習得した知識や考え方を実務場面でどのように活用していくのかを演習で具体的に考えさせる内容としている。また、調査報告書等の作成能力の伸長を図るため、演習で取り扱った全ての事例について調査報告書等を作成させ、各研修生が自己の課題を自覚し、克服できるよう添削指導を強化している。面接技法については、研修生が実務修習中に作成した面接技法研究レポートを素材として、心理臨床家である複数の外部講師から面接技法上の指導を受けさせたほか、初任者が陥りやすい調査面接上の課題を乗り越え、研修生が共通して身に付けるべき技法を習得できるよう様々な教材事例を利用したロールプレイに繰り返し取り組ませている。その他、裁判所の制度・組織や関係機関の実情に触れる講義、心理テストに関する講義及び演習、裁判・調査事務の各論にかかる内部講師による講義などを配置している。

【計画外で実施した研修】

4.7 事務局長研究会（仮）（番号4）

事務職の最高幹部である事務局長に必要な管理能力の向上と意識の高揚を図ることを目的に、全国の地家簡裁において中核的な役割を果たしている事務局長20人程度を対象として、平成29年2月21日（火）及び22日（水）の2日間日程で実施することを予定している。

カリキュラムについては、近時の裁判所を取り巻く諸情勢を踏まえ、トップマネジメントとして、裁判所組織全体の課題について本質的な理解を深めるような内容を検討しているが、詳細については、関係各局課とも調整の上、詰めていく予定である。

4.8 課長補佐研究会（番号11）

課長補佐について、近時の事務局を取り巻く状況の変化に適切に対応し、その役割を認識して、より適正に職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させ、その管理能力の向上と意識の高揚を図ることを目的に、地家裁の課長補佐22人を対象として、平成28年12月7日（水）及び8日（木）の2日日程で実施した。

カリキュラムとしては、課長補佐の職責に関する総研所長講話、事務局事務を適切に遂行する上で必要となる基本的な知識や視点等に関する最高裁事務総局各局課による講義（人事局、秘書課、情報政策課）及び共同研究を行った。共同研究では、少人数での班別討議により、課長補佐に求められる役割について理解を深め、自覚させるとともに、今後、組織運営の適正の確保に主体的に寄与してい

くために、課長補佐としてどのような行動をとるべきかについて、自ら考えさせるよう工夫した。

4 9 新民事執行事件処理システム導入研修

新民事執行事件処理システムの導入に際し、移行作業及び運用の中心となる者に対して、データ移行方法、機能及び操作方法等に関する知識等を付与し、新システムのWeb研修利用期間中における職員指導の支援を図るとともに、新システムへの円滑な移行及び導入後の安定した稼働を図ることを目的としてその導入時期に合わせ、第1回を平成28年5月31日（火）、第2回を同年6月16日（木）、第3回を同年7月28日（木）、第4回を同年8月2日（火）、第5回を同年9月6日（火）に、各1日の日程で実施した。

カリキュラムとしては、新システムの概要について、開発のコンセプトや現行システムから変更された機能やシステム管理者が実施する作業で変更になる部分を中心に説明し、各庁において移行前に行うWeb研修に用いる「教育教材」に基づき、新システム（研修用）を用いて、操作実習を行った。

5 0 研修企画研究会（次席家庭裁判所調査官等）

前記9の研修指導研究会（番号12）に参加した高裁所在地の次席又は総括主任家裁調査官8名を対象として、平成28年6月3日（金）の0.5日間の日程で実施し、調査事務の質の確保と能力伸長を目的とした効果的な高裁委嘱研修及び自庁研修を企画実施するための方策について研究討議した。

【第1研究室の研究等】

5 1 過去の実務研究報告書の補訂

法改正等により利用に支障が生じている過去の実務研究報告書に必要な補訂を施して、各庁に配布する作業を行っている。

平成28年度は、「民事上訴審の手續と書記官事務の研究」のうち「抗告」の部分の補訂作業を進めた。

5 2 その他

(1) 書記官ブラッシュアップ研修の指導用教材の作成

BU研における「最近の民事事件をめぐる諸問題」（刑事事件、家事事件及び少年事件についても同様）の指導用教材を作成し、現場への情報発信を行った。

(2) 基礎的研究

法改正等に関する情報を雑誌や書籍等の様々なメディアから収集し、これを整理して、(1)の教材作成に生かすとともに、教官室との情報の共有を図っている。

【第2研究室の研究等】

5 3 基礎的研究等

(1) 調査事務上の課題についての基礎的研究

家事事件及び少年事件について、関連諸科学の最新の知見、法改正に伴う各種情報等を収集し、整理して、各種研究の立案、指導に生かすとともに、教官室との情報の共有を図っている。

(2) 調査事務に関するノウハウの収集と整理

行動科学に関する雑誌や書籍の中から家裁調査官の執務に役立つ論文を「家裁調査官雑誌文献情報」として作成している。

(3) 家裁調査官研究紀要

家裁調査官研究紀要第22号及び第23号を，平成28年度中に発行する予定である。

第2 平成29年度研修実施計画等について（平成28年度からの変更点等）

【管理者層】

〈中央研修〉

1 事務局長研究会（仮）（番号4）

平成28年度中に計画外で実施する本研究会は、平成29年度以降も、引き続き実施する予定である。具体的な対象者（参加人数）、実施時期及びカリキュラム内容等については、平成28年度の実施結果も踏まえ、関係各局課と連携を密にしながら検討する。

【中間管理者層】

〈中央研修〉

2 課長補佐研究会（番号11）

本研究会は、平成28年度は、計画外で実施したが、平成29年度以降も、引き続き実施する予定である。具体的な対象者（参加人数）、実施時期及びカリキュラム等については、平成28年度の実施結果も踏まえ、関係各局課と連携を密にしながら検討する。

3 研修指導研究会（番号12）

平成28年度は、当初予定していた第2回（研修講師向け）の実施を見合わせ、年1回のみの実施としたが、平成29年度は、従前どおり、「研修企画担当者向け」も含めて、年2回実施する予定である。

4 実務指導研究会（番号13）

平成28年度と同様に、BU研の講師となる予定の主任書記官等を対象として、民事及び刑事は平成29年5月9日（火）及び10日（水）の、家事及び少年は同月11日（木）及び12日（金）の各2日間の日程で実施を予定している。書記官事務の整理の考え方についての深い理解に基づき、ブラッシュアップ研修員にその考え方を的確に伝え、かつ、根拠と目的に照らした合理的な事務をどのように実践していくかについて討議を深めるために有用な視点、技法等に関する研修の充実に努めていく。

5 主任家庭裁判所調査官研修（番号14）

番号24の家庭裁判所調査官応用研修を約1か月後ろ倒しすることに伴い、実施時期を前倒しすることとした。

【書記官・家裁調査官・係長等層】

〈中央研修〉

6 家事实務研究会（番号16）、少年実務研究会（番号18）、民事実務研究会（番号19）、刑事実務研究会（番号20）

民事実務研究会は2回、その他の実務研究会は1回実施する予定であり、いずれも日程の一部を司研と合同で実施することを予定している。研究会のテーマについては、各庁からの意見及び要望を考慮しながら検討しているところであるが、決まり次第速やかに通知するようにしたいと考えている。

7 少年特別研究会（番号17）

平成29年度は、新たに「改正少年審判規則の運用をめぐる諸問題」をテーマとした研究会を日程の一部又は全部を司研と合同して実施することを予定している。テーマの具体的内容については、更に検討を進め、決まり次第速やかに通知するようにしたいと考えている。

8 家事特別研究会（番号21）

日程の一部又は全部を司研と合同で実施することを予定している。研究会のテーマについては、各庁からの意見及び要望を考慮しながら検討しているところであるが、決まり次第速やかに通知するようにしたいと考えている。また、これまでと同様に、研究会のテーマに応じて、高裁の次席書記官に加えて、高裁所在地の家裁の次席家裁調査官等のオブザーバー参加を求めることも検討していく予定である。

9 家庭裁判所調査官特別研修（番号22）

平成29年度は、少年事件分野における調査事務の在り方を研究テーマとする予定であるが、研究テーマ、カリキュラム等は、決まり次第、速やかに通知したい。

10 家庭裁判所調査官応用研修（番号24）

平成29年度は、参加対象の多くが平成29年4月に異動期を迎えることから、転入後の負担等を考慮し、実施時期を1か月程度後ろ倒しで実施することとした。

〈高裁委嘱研修〉

11 書記官ブラッシュアップ研修（番号30）

中堅の書記官として必要な基本的資質、能力を磨き上げるとともに、研修員の資質・能力の自発的な伸長に繋げていく契機となるような工夫をしていきたい。

なお、書記官事務の整理については、引き続き、その視点を取り入れた上、根拠と目的に照らした合理的な事務をどのように実践していくかを含めた討議を実施する予定であり、カリキュラムにおける科目設定の自由度や、高裁における裁量範囲の明確化について、更なる工夫を検討していきたい。また、選択分野の大枠及び実施方法についても、できるだけ早期に確定し、速やかに通知したいと考えている。

【その他】

〈中央研修〉

12 情報セキュリティ研修（番号44）

平成19年度から情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する者を対象として隔年で実施していた研修であるが、裁判所の情報セキュリティ対策の更なる強化及び高まる研修ニーズへの対応の

観点から、平成27年度から、毎年、継続的に実施することとした。平成27年度は各裁判所の事務局において情報セキュリティ対策について指導的役割を果たすことが期待される管理職員（地裁及び家裁の事務局次長）を、平成28年度は裁判部において同様の役割を果たすことが期待される管理職員（高裁の次席書記官、地裁の次席書記官、家裁の次席書記官又は次席家裁調査官）を対象として実施したが、今後も各庁のセキュリティ対策の中核となる管理職員を対象とする予定であり、平成29年度は各裁判所の事務局において情報セキュリティ対策について指導的役割を果たすことが期待される管理職員を対象として実施することを検討している。

【研究】

1.3 合同実務研究（番号48）

テーマ、研究態勢等を検討して、ふさわしいものがあれば1、2件選定したい。

この研究は、職種間の連携、協働に関する実務的な研究を複数の職種の職員で行うものであり、裁判所全体の執務能力の向上に資するだけでなく、職場の活性化にもつながるものと考えている。

1.4 書記官実務研究（番号49）

平成29年度の研究は、「民事訴訟事件における訴訟費用等の研究」をテーマとして行うこととした。民事訴訟事件における訴訟費用等については、昭和48年度に研究が行われているが、その後の法改正等により現在の実務の運用と一致しない部分が生じている。平成25年に施行された家事事件手続法及び非訟事件手続法では、手続費用額確定処分及び手続救助が新設されていることから、昭和48年度の研究の改訂を行うとともに、新設された手続について研究を行い、研究成果を現場に還元したい。

1.5 家庭裁判所調査官実務研究（番号50）

家庭裁判所調査官実務研究（指定研究）のテーマは、「調査面接に関する理論と実務」（仮称）とし、研究期間は平成29年度及び平成30年度の2年間とする予定である。現在、研究企画官が、研究開始に向けた準備を進めている。

1.6 家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号51）

平成28年度と同様に実施する予定である。

なお、研究結果報告書の照会に応じており、照会対象となる研究結果報告書一覧を作成している。照会の際は、所定の依頼書を文書管理システムで総研資料課図書係に送信していただきたい。

【養成】

裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程の合同実施科目について、グループ別総合演習を始めとして、これまでの実施結果を検討して、更に充実したカリキュラムとなるようにしていきたい。

また、障害者、高齢者等の社会的配慮を要する者への対応については、引き続き、より充実した研修となるよう工夫していきたい。

17 裁判所書記官養成課程（番号61, 62）

書記官を取り巻く環境の変化に伴い、これまでも書記官事務の整理の視点を取り入れた各演習科目の新設、裁判員裁判の定着を踏まえた刑事演習科目の新設、家事事件に関するカリキュラムの充実化等を図ってきており、任官後の書記官事務の姿を見据えて、必要なカリキュラムの見直しのほか、演習や講義の実施面においても、討議や発表の機会を増やすなどして、考える力や発信する力等を伸ばす工夫を引き続き行っていきたい。

さらに、法科大学院修了者が比較的高い割合を占める現状を踏まえたカリキュラムの在り方については、引き続き検討していく予定である。

18 家庭裁判所調査官養成課程（番号63, 64）

前期合同研修については、平成28年度と同様、実務修習におけるグループ修習を見据えた研修運営を行い、グループ修習に関する教科目や、組織的な職務遂行及び職種間の連携、協働に関する教科目を充実させる。その後の実務修習においては、グループ修習を中核として、調査事務能力、事務処理能力及び政策検討能力の習得並びに向上を図る。また、後期合同研修の内容については、第11期生、第12期生の任官後の実働状況を把握するなどした上、任官直後の執務が円滑に遂行されるよう、更に検討を重ねていきたい。